

平成 1 1 年定例第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 6 月 8 日

閉 会 平成 1 1 年 6 月 2 1 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 11 年第 2 回
 新得町議会定例会（第 1 号）
 平成 11 年 6 月 8 日（火曜日）午前 10 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		町長行政報告
3	報告第 7 号	専決処分の報告について
4	報告第 8 号	平成 10 年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について
5	議案第 40 号	監査委員の選任同意について
6	議案第 41 号	新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 42 号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 43 号	西十勝介護認定審査会の設置について
9	議案第 44 号	工事請負契約の締結について
10	議案第 45 号	工事請負契約の締結について
11	議案第 46 号	平成 11 年度新得町一般会計補正予算
12	議案第 47 号	平成 11 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
13	議案第 48 号	平成 11 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
14	意見案第 5 号	分権一括法案の徹底審議と必要な修正を求める意見書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

報告第 7 号 専決処分の報告について

報告第 8 号 平成 10 年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 40 号 監査委員の選任同意について

議案第 41 号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 42 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 西十勝介護認定審査会の設置について
 議案第44号 工事請負契約の締結について
 議案第45号 工事請負契約の締結について
 議案第46号 平成11年度新得町一般会計補正予算
 議案第47号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
 議案第48号 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
 意見案第5号 分権一括法案の徹底審議と必要な修正を求める意見書

○出席議員（18人）

1番	川見久雄君	2番	藤井友幸君
3番	吉川幸一君	4番	千葉正博君
5番	宗像一君	6番	松本諫男君
7番	菊地康雄君	8番	斎藤芳幸君
9番	廣山麗子君	10番	金澤学君
11番	石本洋君	12番	古川盛君
13番	松尾為男君	14番	渡邊雅文君
15番	黒澤誠君	16番	高橋雅欽君
17番	武田武孝君	18番	湯浅亮君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員	長	高久教雄君
監査委員	員	吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝君
収入	役	清水輝男君
総務課	長	畑中栄和君
企画調整課	長	長尾正君
税務課	長	秋山秀敏君
住民生活課	長	西浦茂君
保健福祉課	長	浜田正利君
建設課	長	村中隆雄君
農林課	長	斉藤正明君
水道課	長	常松敏昭君

商	工	観	光	課	長	貴	戸	延	之	君	
児	童	保	育	課	長	富	田	秋	彦	君	
老	人	ホ	一	△	所	長	長	尾	直	昭	君
屈	足	支	所		長	高	橋	昭	吾	君	
庶		務	係		長	武	田	芳	秋	君	
財		政	係		長	佐	藤	博	行	君	

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育		長	阿	部	靖	博	君	
学	校	教	育	課	長	加	藤	健	治	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	末	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二	君
書			記	桑	野	恒	雄		君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成11年定例第2回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時02分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、3番、吉川幸一君、4番、千葉正博君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月21日までの14日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

町長行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 5月6日、臨時第3回の町議会以後の行政報告を行います。

5月7日には、佐幌地域の皆さんがたが、佐幌基線沿いに並木づくりに取り組まれました。これは昨年、上佐幌地域が20号から9号までの6キロメートルにわたる住民発意の並木づくりを行ったわけでありますが、それが佐幌地域のほうでも、取り組まれることになりまして、この日は9号から0号まで、清水の境界まで6キロメートルにわたりまして並木づくりが行われまして、総延長が12キロメートルと住民の手づくりのこうしたスケールの大きい並木づくりは全道でも初めての取り組みとお聞きしておりまして、そうした地域の皆さんがたのご協力に対しまして、敬意を表する次第であります。

また、5月12日には、十勝の町村会役員会と臨時総会が開催されましたが、その席上で次ページになりますけれども、十勝ごみ広域処理検討協議会が設立をされました。

これは最近のダイオキシン問題その他で、ごみ問題っていうのは非常に大きな社会問題になっているわけでありますが、この際、平成28年を目途に帯広市を含めた1市19か町村が、一か所でごみの処理を広域的にしていこうということを申し合わせをいたしまして、それに向かって今後いろいろな抱える課題等を情報交換しながら、そうした体制を構築していくということになりました。

5月14日には、屈足地区の交通安全事故死ゼロの日が、2千500日を達成いたしました。これは、屈足交通安全協会の、そしてまた地域をあげての取り組みでありまして、この2千500日を超えて交通安全協会っていうのは、道内でもトップクラスの成績とお伺いいたしております、これまた地域の皆様がたのそうした地道なお取り組みに敬意を表する次第であります。

5月14日には、サッカー場造成工事以下5件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

5月15日には、屈足地区商業近代化推進委員会が設立されまして、第1回目の総会が開催をされております。これは、平成10年度に新得町の小売商業活性化の事業に取り組みまして、その折に基本構想を策定されております。

そうした方向に沿って屈足の商店街を集積、あるいは再開発というふうなことをしながら地域の商工業の発展を目指したいという趣旨に基づいて、この委員会が設立されたわけでありまして、今後、その進め方、あるいは手法について検討されていくわけでありまして、私ども町の立場といたしましても、今後の推移をみながらそれを支援していきたいと考えております。

また、5月17日には、町内で介護保険の説明会を開催いたしております。この後、5月24日には屈足地区、この後におきましては地域住民の皆様がたからの要請に基づいて、できるだけ積極的な出前の講座等によって、その中身の説明をしてまいりたいと考えているところであります。

5月19日には、商工会の3役がおいでになりまして、商工会としての懸案事業についてのご要請をいただいております。1つは、さきほど申し上げました屈足地区の商店街の近代化の事業を進めるにあたって、町の財政支援をと。それからもう一つは、今年の開町100年記念にプレミア付きの商品券を発行したいということでありまして、いずれもが本町の商店街の振興に適当な事業と考えまして、別途、補正予算案を提案いたしておりますのでご審議を賜りたいと考えております。

5月20日には、トムラ登山学校レイク・インの運営推進会の解散式が行われました。これは、平成4年にレイク・インがスタートすると同時に、この会が組織をされまして、今日までトムラ登山学校のレイク・インの運営に特段のご協力を賜ってまいりました。

設立以後7年を経過いたしまして、登山学校そのものもいちおう軌道に乗ったということから、この解散に至ったものでありまして、この間の委員各位のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

次ページにまいりまして、5月22日には、JA新得町・新得農業協同組合のリース牛舎の新築工事の安全祈願祭が行われました。これは、JA新得町が500頭牛舎の育成牛舎を建設いたしまして、これを本町の畜産振興公社がリースをして牧場の預託管理にあてていきたいと考えております。併せて堆肥板、バンガーサイロも附帯施設として建設されることになっております。

5月23日には、「森に親しむ集いの植樹祭」これは開拓100年の協賛事業として町民71名が参加して行われました。

5月25日には、会計検査院の検査がございまして、水力発電施設周辺地域交付金事業、対象事業2本であります。検査の結果無事終了いたしております。

次ページにまいりまして、5月27日には、クラブメッドサホロの新村長さんが、着任のごあいさつにまいりました。ギー・ロバート・トマ氏、44歳フランス人でありませす。

5月28日には、帯広厚生病院救命救急センターの新築落成の式典がございました。また、5月28日には、クラブメッド夏の村がオープンをいたしております。

7ページにまいりまして、6月1日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の総会と併せて、道をはじめ関係方面への陳情を行っております。

同じ日でありませすが、トムラ登山学校のパークゴルフ場の南側に隣接いたします町有地でありませけれども、ここでとかちアドベンチャークラブの山田英和社長がこの地を使ってカヌー・ラフティング、あるいはマウンテンバイクなどいわゆるアウトドアスポーツの拠点施設を建設する用地として、ぜひ取得をしたいと譲渡申請が出ておりましたので、ここに記載のとおり条件でこの用地を売買いたすことにいたしまして、契約を締結いたしたところでありませす。町といたしましては当面遊休地でありませして、使用目的がないことから申請のとおり売買いたすことにいたしました。

同じ日でありませすが、新得町リサイクルセンター建設工事以下9件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

それから9ページ一番後段でありませすが、屈足地域で旭町の分譲地の造成を、今行っておりますけれども、その予約状況につきまして報告いたしたいと思います。

6月7日現在でありませすが、この分譲にかかわって照会をいただいている件数が66件でありませして、このうち6月7日現在で48区画の分譲の予約の申し込みが出されておいます。ここは6月末日までに分譲予約の受付をいたしておりますので、この予約申し込みというのは、この後更に増えるものと予想をいたしております。

内容的に見てみませすと、48区画のうち町内からは15区画分、町外からは33区画分の申し込みとなっております。また、このうち現在のところ13区画につきませしては、1区画あたり2倍から5倍の競争率となっております。当面、6月末で分譲の申し込みを締め切ったのち、7月16日に公開抽選をいたしたいと考えておいます。

今回の旭町分譲地の予約状況を見るかぎり、爆発的な需要に対して、供給区画数が大幅に不足する状況ということから、屈足地区にもう1団の分譲対策を検討する必要があると予想をいたしております。

以上でありませす。

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第7号、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたのでお手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございますか。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 今日は3人のかたが議場の中に入って、課長さんはこのように苦労しているっていうところを少しはお見せしなければ3人のかたに悪いかな。

この交通事故なんですけども、こと細かに書いているんですけども、見通しの悪いカーブって書いているだけでは、カーブがあるだけでカーブの手前なのか、カーブの途中なのか、カーブが終わってからなのか。まあ事故は再三再四私もしゃべらしていただいておりますけれども、除雪車の場合は吹雪の日もあるだろうし、こういうふうに幅員の狭い場合もあるから、しかたがない事故っていうのは私はわかるような気がします。

でも、この過失割合をですね、新得町60、相手方40で載せているのは、私はこの普通交通事故に関しては、こういう、どこでぶつかっても道路ですから50・50があたりまえじゃないかな。なんで新得町は、60・40を主張されたのか。全部保険会社っていうか、そういうところにお任せして、この事故処理しようとしたのか。

事故に関しては、やっぱり町は町の言い分があると思う。この言い分は果たして町は主張されたのかどうか。

それからこの見通しの悪いカーブって書いてある道路ですから、まあ止まったらどうだったのか。その運転手がぶつかる前に止まれるだけのスピードで走ってなかったのかどうか、そこら辺質問をさせてもらいたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

見通しの悪いカーブって記載しているわけですが、佐幌ダムへ上っていく最後の左下から上っていきますと左カーブであります。町の除雪車はカーブの入りかけといますか、向こうがカーブを曲がって下ってきたというちょうど入りかけで事故を起こしております。

過失割合の関係なんですけど、出会い頭の事故といますか、町のほうも50対50で主張したわけですが、町のほうは除雪車でありましたために中央センターラインより飛び出ておりましたので、その分で最終的に60対40でことで示談が決着をしております。

止まったらどうだったのかという話なんですけど、お互いに車を発見してブレーキをかけて止まる寸前でぶつかったわけですが、町のほうは、除雪中でありましたので、除雪の羽根を付けておりますので、それにぶつかりまして、止まる寸前ではあったんですがこのような事故になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 前のこの専決処分のときも、町の職員の名前を公表するように。これはまあ、いろいろあってまだその職員の名前をですね、今現時点でまだ載せられる

状態でないっていうのは、私はある面では理解をした一人でございますけれども、こういうときにですね、自分たちの車も壊れているわけですよ。まあ、これは除雪車ですから、この壊れないっていうえば壊れないのかも知れないんですけども、自分たちの車も壊れてると思うんです。そのときの金額は、相手からなんぼもらったか。これは載せられるのかどうか。

相手方の損害額もあるけれども、自分たちの損害額はどのように処理するのか。そして、自分たちの損害額の中で相手からもらって、自分が悪かった分ですね。自分たちの悪い分は、どっからそのお金が出ているのか。

ひとつ答弁お願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

今回の事故で、町の車の被害についてはありませんでした。除雪車のプラウといいですか、それにぶつかったただけでありましたので。

その辺、詳しいことは後ほど建設課長のほうから答弁したいと思います。

（「ペンキは落ちている」の声あり）

町のその仮に被害があった場合、そのお金をどこから出なのかというお話ですが、保険につきましては、対人・対物・車両と入っております。仮に被害が出ますと、車両保険のほうでお金が出るというふうになっております。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） ちょっとダンプカーのプラウっていうんですか、プラウにお互いに停止する寸前にぶつかったということで、相手側の車につきましてはプラスチックのバンパーですとか、そういったことで損害があったわけございまして、町のほうのプラウにつきましては、損害額はなしということで報告しております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって、報告第7号は終結いたします。

日程第4 報告第8号 平成10年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、報告第8号、地方自治法施行令第146号第2項の規定に基づき、繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたのでお手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） なければ、これをもって報告第8号は終結いたします。

日程第5 議案第40号 監査委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第40号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第40号、監査委員の選任同意について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、新得町2条南2丁目22番地、吉岡 正氏を監査委員に選任いたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

吉岡氏は、現在61歳でこの6月の25日に任期満了となりますが、平成7年6月から1期この職にあります。人格、識見ともに優れ、監査委員として最適任と存じますので、引き続き選任いたしたく議会のご同意をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしという声がございませぬので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、川見久雄君、2番、藤井友幸君、3番、吉川幸一君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、1番、川見久雄君、2番、藤井友幸君、3番、吉川幸一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案は監査委員の選任同意を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

川見久雄君、藤井友幸君、吉川幸一君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 7 票、

そのうち有効投票 1 6 票、

無 効 投 票 1 票、

有効投票中 賛成 1 5 票、

反対 1 票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第 6 議案第 4 1 号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第 6、議案第 4 1 号、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、秋山秀敏君。

[税務課長 秋 山 秀 敏 君 登壇]

税務課長(秋山秀敏君) 議案第 4 1 号、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、低開発地域工業開発促進法に基づく課税免除の取扱要領の一部改正に伴い、適用期限を改正しようとするものであります。この条例は産業振興のために、製造業にかかる施設設備を新增設した場合に、3 年間につきまして新增設した部分の固定資産税の減免措置を規定したものでございます。

改正内容であります。低開発地域工業開発促進法第 2 条に規定する開発地域として指定された日から、適用期限を 3 6 年以内から 3 8 年以内に改めまして、適用期限を 2 年間延長いたすものでございます。

本町が指定された日ですが、昭和 3 8 年 1 0 月 2 1 日ですので、2 年間の延長によりまして、平成 1 3 年 1 0 月 2 0 日まで課税免除が適用されるものであります。

参考までに、現在本町で適用を受けている企業は 1 社でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[税務課長 秋 山 秀 敏 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。1番、川見久雄君。

1番（川見久雄君） 2年間延長ということでございますけれども、現時点において本町においてこの延長の恩恵に浴する企業があるのかないのか。

その点についてお伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 税務課長、秋山秀敏君。

税務課長（秋山秀敏君） お答えいたします。

現在適用を受けている企業は1社でございます。過去5年間で適用を受けた企業は5社でございます。総額2,401万5千円の減免を行っております。

以上でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第42号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、秋山秀敏君。

〔税務課長 秋山秀敏君 登壇〕

税務課長（秋山秀敏君） 議案第42号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

裏のページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、過疎地域活性化特別措置法に基づく課税免除の取扱要領の一部改正に伴い、適用期限を改正しようとするものであります。

この条例は、過疎地域活性化のために製造業並びに旅館業にかかる施設設備を新增設した場合に、3年間について、新增設した部分の固定資産税の減免措置を規定したものでございます。

改正内容であります。平成2年4月1日に過疎地域活性化特別措置法第2条第2項に規定する過疎地域として公示をされまして、この公示をされた日から適用期限を9年以内から平成12年3月31日までの期間に改めまして、適用期限を1年間延長するものでございます。

なお、本町で適用を受けている企業でございますが、過去に1社ございましたが、現

在はございません。

この条例は公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[税務課長 秋山秀敏君 降壇]

議長(湯浅亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅亮君) 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅亮君) 挙手全員であります。

よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 西十勝介護認定審査会の設置について

議長(湯浅亮君) 日程第8、議案第43号、西十勝介護認定審査会の設置についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、浜田正利君。

[保健福祉課長 浜田正利君 登壇]

保健福祉課長(浜田正利君) 議案第43号、西十勝介護認定審査会の設置についてご説明申し上げます。

1ページをめくっていただきたいと思えます。

規約の最後に提案理由がございます。これも併せて、いっしょに説明をしたいと思います。

平成12年4月1日からの介護保険制度施行に伴い、被保険者である住民の介護が必要か、必要などの程度必要かを審査判定することを目的に設置が求められている介護認定審査会について、地方自治法252条の7の規定により、芽室町、清水町、新得町の3町で共同で管理及び執行するために、次のとおり規約を定め、西十勝介護認定審査会を設置するものです。

規約の中身について主だったところについてご説明申し上げます。

全11条からなっております。附則1項からでございます。

第1条については、共同設置をする3町を明示してございます。

第2条については、審査会の名称を西十勝介護認定審査会と定めております。

第3条において、審査会の執務場所を芽室町保健福祉センター内としております。

このことは、3町の幹事長が芽室ということをやっているものでございます。

第4条において、委員定数を10名と定めております。各町の委員の配置なんですけれども、芽室町が4人、清水町が3人、新得町が3人というふうに定めております。

5条以下についてですけれども、審査会を担っていく事務体制ですけれども、今現在、

正職員を1名、それから臨時職員を1名を配置する予定でございます。

この審査会における事務執行については3町の負担の中で執行するわけですが、会計及び服務規定については、芽室町の規定を適用するというふうになっております。

なお、正職員についてはですね、芽室町が全額を負担をするという費用負担になっております。臨時それからその他審査会等にかかる費用については、3町が65歳以上の人口、それから認定審査件数によって案分をしていくというふうになってございます。

なお、本年については、総額約1,300万円を予定してございまして、うち新得町は100万円といことで、後ほどの補正予算の中にも明記されてございます。

なお、この規約については、平成11年7月1日から施行するものでございます。

なお、他の2町につきましても今6月定例議会に提案若しくは提案予定でございまして、よろしくご審議のほどお願いをします。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。9番、廣山麗子君。

9番(廣山麗子君) 介護認定審査会の委員の定数ですが、当初、新得町2名ということでしたので、3名をもって構成するとありますので1人でも多く送り出すことができるということで、ほんとうに喜ばしいことだと思っています。

それで、この3名の委員なんですけれど、どのようなかたを構成員として送り出していただくのか、どういう予定になっているのかをお伺いしたいと思います。

それと、10月から認定作業が行われると思うんですけれども、認定審査会はその程度の割合で開かれ、2次判定に結びつけていくのかお伺いしたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長(浜田正利君) お答えいたします。

委員の推薦でございまして。委員の分類なんですけれども、医療関係者、保健関係者、福祉関係者等3つの分類からなっております。今現在ははっきり言えるのはですね、芽室町から医者が1名。清水町から同じく医者が1名という予定で進んでおります。

ちなみに新得町のことを言いますと、保健関係者が今1名を推薦申し上げております。併せて、福祉関係者2名も推薦を申し上げております。3町の推薦を集めた段階でですね、結果的に10名を最終的に決めていくということになってございます。

時期についてはですね、まだ先ということになっております。それから、審査会の開催なんですけれども、現行の予定では28回を今予定をしております。週に1回程度かなというふうに考えてますけれども、申請があった段階で30日以内に開催をしなければならん、決めなければならんという法がございまして、その辺の申し込みの件数によっても、若干変わってくるかなと思っておりますけれども、開催としてはおおむね週1回というふうに考えております。

議長(湯浅 亮君) ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川 盛君の退場を求めます。

[古川 盛議員 退場]

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中 栄和 君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第44号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的、新得町リサイクルセンター建設工事。
 - 2、契約の方法、指名競争入札でございます。
 - 3、契約の金額、1億1,403万円でございます。
 - 4、契約の相手方といたしまして、植村・古川特定共同企業体、代表者上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社取締役社長、植村高志、構成員といたしまして上川郡新得町4条南5丁目5番地、古川建設株式会社代表取締役、古川 盛。
- なお、工期につきましては、平成11年11月30日といたしてございます。

次のページからは、資料といたしまして、資料1、施工場所。資料2から資料4は工事概要、平面図等を掲載して添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[総務課長 畑中 栄和 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉正博君。

4番（千葉正博君） 指名競争入札に来た参加業者と、それから入札価格並びに1回で落札になったのか。何回の入札になったのか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

入札の参加業者につきましては、いずれも特定共同企業体でございますが、植村、古川、田村・興新、板垣・石勝の3共同企業体でございます。

入札につきましては、3回目で落札をいたしております。

以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 2番、藤井友幸君。

2番（藤井友幸君） 3点ばかりお伺いしますけれども、予算が当初予算、1億2,600万円ということでございますけれども、入札価格と比較しますと、1,200万円ばかり執行残があるわけですが、この残についてはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

それから、外構工事でございますけれども、3,014平方メートルとなっているわけでございますけれども、この外構工事の内訳は前にあの議員協議会でちょっと話を聞いたような記憶もあるんですけれども、どのような外構工事なるのかということをお伺い

いたします。

それから3点目ですけれども、この中にはですね電気工事それから水道工事も含まれていると思いますけれども、これは分離発注をするとどうしても高くなるということで分離発注をしなかったんだと思いますけれども、それについてどのように考えているかお伺いをします。

以上3点よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

予算との差の部分でございますが、今回発注した部分につきましては補助事業でございます。このほかに単独事業で別にストックヤードを建設する予定にいたしております。

それから2番目の外構工事でございますけれども、外構工事は縁石を回して舗装をする程度の外構工事でございます。

それから分離発注の関係でございますけれども、指導等もございまして分離発注によりまして、工事費の増嵩等がないようにということで指導を受けておりましたので、一括発注させていただきました。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） この物件については、建物、機械設備それから外構工事と分かれるわけですけれども、この予算の中でのそれぞれの、だいたいの割合をお知らせいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

建築、主体工事につきましては、ほぼ70パーセントくらいでございます。

それから場内整備工事については、10パーセント程度ですね。後、電気、機械等で20パーセント程度でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） さきほど3特定企業体で入札をされたってお話を聞きましたけれども、これさきほど控え室もございましたけれども、古川建設さんの今代表取締役、古川 盛さんは同じ議員でございます。ここは、町としてですね50パーセント超える、超えないっていうお話をしておりますけれども、この明確な基準があるのかなのか。こういう問題になったら退席をしていただければいけないとなったら、どういう工事をさせて50パーセントなのか。ほんとうに細かい工事まで入れてですね、50パーセントなければいけないのか。こちら辺は町の見解を再度出していただかなければいけない。私はこのように思っております。

議員ですからいろんな町に仕事をもらったりなんかはすることもあると思いますけれども、このように特定企業体で組まれるときには、非常に検討を要するものではないのかな。さきほど、本人が降りるようなお話を控え室ではちらっとしてございましたけれども、それが時期がいつなのか。そこら辺も行政のほうでは明確にとらえているのかどうかお教え願いたいと思います。

また、この工事に関してですね、私はストックヤードは2基、当初説明があったときはあったんじゃないかなと思うんです。これが入札の中では1基になったのではないかなと思うんですけれどもこの1基に間違えたらごめんなさいって謝りますけれども、ス

トックヤード当初2基でなかったかなと思っております。

以上2点ですけれども、ご質問したいと思います。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をして、答弁をさせていただきたいと思います。
11時15分まで休憩とさせていただきます。

（宣告 10時59分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時17分）

議長（湯浅 亮君） 引き続き答弁をさせていただきます。総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

兼業禁止の地方自治法の考え方でございますが、兼業禁止に抵触するときは失職するというふうになっております。最終的に失職するかどうかの判断につきましては、議会が特別委員会を設けて、その場で確認して抵触すると判断すれば失職するということになると思います。

なお、凡例がありまして、50パーセント以上を占めるような場合は明らかに法に該当するというふうになっております。

それから、社長をいつ辞められるのかという点につきましては、私どもでは、現時点では明確には押さえておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

ストックヤードの関係でございますけれども、今回補助対象分だけを議題として提案してございますので、単独費でもう1棟建設する予定になってます。それは別途発注する予定いたしております。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 当初、議員協議会ではストックヤード2つついてございましたんですね、今回の契約がですね当初の予定金額よりもずいぶん安くなったと。ストックヤード1基の単価がですね、いくらなのか。これが1つなくしてこの金額に落ち着いたもんなのか。なくさんかったらこの不落随契になる、町のこの考えた金額からですね、不落随契になるのかならないのか。

そこら辺考慮して、1つやめたのかやめないのかご答弁願いたい。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

予算書に載っております予算につきましては、全体の単独で発注しようとする部分を含めての予算でございますので、今回補助事業の対象分だけを発注させていただきましたので、議員協議会でお話し申し上げましたストックヤードは別途発注する予定をいたしております。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 補助事業ではここまでですよ。だが、もう1つのストックヤードは単独で発注をされる。そうしたらこのストックヤードというのはですね、今回の見

積みりの中ではいくらの金額を占めていたのか、その金額だけ。

この1棟ストックヤードついておりますよね。これについてはだいたい町で考えられていた金額は、公表するとこの次の入札にまずいかなって思いますけれども、このストックヤードでだいたいいくらだったのか。だいたいでいいですわ。あんまりはっきり言うとかこの次の入札でまずくなるから。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） おおむね500万円を超えた値段でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） 契約の相手方が新得町内のそうそうたる業者でございますので、まさかそういうことにならんだろうと思うんですが、最近、梅木医院の工事の経過を見ますと、たいへん非常に問題点が出て全面的なやり直しといったようなことを聞いております。

そういった点からですね、この補正をみますと古川建設については建築主体の会社でありましたので、いいのかなと思うわけなんです、植村土建については土建中心が大部分で、建築部分についてはどちらかという下請けに出すというような傾向があるというふうにみているわけなんです、そういったときにですね、どのかたがやってもいいわけなんですけれども、そういった建築資材やなんかについてはですね、やはり厳密に検査をしていただいて、建設完成後そごのないようにはかっていたかなければならないなというようなことで、今年度当初の工事請負契約といったような面も考えまして、一言申し上げておきたいと思えます。

そういった面についての考え方をお伺いしたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

リサイクルセンターの建設工事につきましては、建物の構造が鉄骨造でございます、その中に機械設備等、設備を設ける部分分けてございます。

そういったことで、この後、設計管理委託というんですか、工事の施工管理の委託も設計業者のかたに委託いたしますし、町のほうでも併せて設計も監督もいたしますので、さほど、金額的に1億円を超えますけれども、構造的には難しい構造でございますので、じゅうぶん設計のとおりの工事ができるものと確信しております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） ひとつ町長にお伺いしたいと思えますけれども、今国でもですね入札が終わりますという、予定価格開示っていいんでしょうか公表してますね。我が町はまだそこまでいってないと思うんですけれども、その辺について町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

予定価格の開示につきましては、事前公表、事後公表とかそういう公表がある町村では行われているというか、一部の町村では行われている状況であります。

新得の場合は、公表をいたしておりませんが、管内の町村の状況等を調査しながら、また、公表することによって問題点などないのか、その辺慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。
よって議案第44号は原案のとおり可決されました。
古川 盛君の入場を求めます。

[古川 盛議員 入場]

日程第10 議案第45号 工事請負契約の締結について

議長(湯浅 亮君) 日程第10、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中 栄和 君 登壇]

総務課長(畑中栄和君) 議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的、公営住宅新築建築工事その3、新生団地1棟4戸でございます。
- 2、契約の方法、指名競争入札でございます。
- 3、契約の金額、5,082万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町本通南3丁目38番地、板垣建設工業株式会社、代表取締役、板垣 晋。

なお、工期につきましては、平成11年11月10日といたしてございます。

次のページから資料といたしまして、資料1、施工場所、資料2から3は平面図等を掲載して添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中 栄和 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉正博君。

4番(千葉正博君) 入札の参加業者と入札価格についてお知らせ願います。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、畑中栄和君。

総務課長(畑中栄和君) お答えいたします。

入札の参加業者につきましては、4業者でございます。植村土建、古川建設、田村工業、板垣建設工業以上4社であります。

それから入札価格ですが、入札価格につきましては、契約金額の5,082万円。これにつきましては消費税込みでありますので消費税を抜きますと、4,840万円になってございます。

なお、入札につきましては、2回目で落札をいたしております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） この新生団地の公営住宅は、同じ造り、同じ建物で前にやりましたときに業者が、だいぶ値段が違って落札をされた経緯もございます。

今回、板垣建設が5,082万円で落札をされたと思いますけれども、この町長のですね、行政報告の中で、東進団地1棟4戸が4,809万円で落札をしてございます。この造りとですね、今回のこの板垣建設がやったこの新生団地の1棟4戸は、大きさが違うのかどうか。その2LDKと3LDKの混合で造られたのか。どこが違うのか、まずご説明を願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

新生団地とご指摘の東進団地につきましては、2階建てでほぼ同じ造りでございますが、若干2坪弱くらい東進団地が小さいわけでございますし、そういったこともございますし、それと東進団地の地盤につきましてはボウリングしますと相当砂利層でございますし、そういったことを含めまして、安く設計されましたし、それから落札されているということでございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり。）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号 平成11年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第46号、平成11年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第46号、平成11年度新得町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,940万1千円を追加し、予算総額を82億3,050万4千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

7ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費の財産管理費では庁舎1階窓口のカウンターを改善するため、備品購入費を増額しております。

また、屈足旭町の団地造成事業に国庫補助金採択されましたので、事業費に係る財源

移動も行っております。

3 款、民生費の福祉対策費は7月から始まる介護認定の実施に伴う事務費及び西十勝介護認定審査会の負担金を計上しており、国庫補助金を2分の1見込んでおります。

また寄附がありましたので、保健福祉センターの備品購入費に充当し財源移動を行っております。

7ページから8ページにかけての6款、農林水産業費では、道営南新得集乳農道の整備に伴う水道管の移設について、本年度の事業費が決まりましたので補正をいたしました。

また、財源として、道の負担金を70パーセント見込んでおります。

8ページ、7款、商工費の商工振興費では、商工会一般事業の補助金を減額し、新たに屈足地区の商業近代化推進事業及び、開拓100年記念といたしましてプレミアム付き商品券の発行事業に係る補助金を計上しております。

また、観光費では、寄附がありましたので、国民宿舎等整備基金、積立金を計上しており、平成11年度末の残高は1億7,845万7千円となる見込みでございます。

8ページから9ページにかけての8款、土木費では、水力発電施設周辺地域交付金事業として町道佐幌1号線及び基線舗装補修事業が、また国庫補助事業として除雪ダンプの購入事業が、採択される見込みとなりましたのでそれぞれ事業費を計上しております。

9ページ、10款、教育費の図書館費では水力発電施設周辺地域交付金事業として、移動図書館車の購入事業が採択される見込みとなりましたので、事業費、及び関連経費を計上しているほか、寄附がありましたので図書館用図書の購入費を増額しております。

5ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

13款、国庫支出金及び、14款、道支出金では、歳出でご説明をいたしました事業に係る負担金及び補助金を計上しております。

6ページ、16款、寄附金では、保健福祉センター備品購入用として新得ライオンズクラブから、観光振興用として株式会社新得観光振興公社から、図書館図書購入用として大坪テル子氏、本間美智子氏からそれぞれ寄附がありましたので、補正をしております。

17款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため財政調整基金繰入金を増額しております。

20款、町債では屈足旭町の団地造成事業に国庫補助金が採択されたことに伴い、起債を減額しております。

3ページに戻りまして、第2表、地方債の変更は屈足旭町3丁目団地造成事業について補正をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。1番、川見久雄君。

1番(川見久雄君) さきほどの町長の行政報告の中でも若干ふれておられましたけれども、8ページの商工費です。商工振興費がございまして、補助金として減額と増額がございましてけれども、この減額の137万9千円については、いかなる理由でこのように減額をしたのか。

それと後の2点について事業の概要についてご説明を願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

まず1点目、減額補正の関連でございますけれども、商工会事務局の職員の人事異動がございまして、従来単費で抱えていた職員を道費対象職員に異動がございまして、その関連で減額をするものでございます。

事業の関係、新しい補助でございますけれども、まず10パーセントのプレミア付き商品券。これにつきましては、販売総額が5,500万円になります。500円の単券22枚を1万円で5千セット販売をするという計画であります。

販売の制限につきましては、1人1回10万円、10セット分の制限がございまして、

販売につきましては、商工会事務局で行うということで、9月の7日から21日までの売り出し期間を設けてございます。

この経費負担の関係でございますけれども、いわゆる10パーセントのプレミア分これにつきましては商工会の個店が3パーセント、商工会が1パーセント、町からの補助が6パーセントとなっております。

この、町からの補助につきましては発行経費この分も見込んでございます。

それからもう1点のほうは、屈足の屈足地区商業近代化推進事業への補助でございますけれども、町長の行政報告でも申し上げましたように、過般屈足商工振興協議会を中心に特別委員会と申しまししょうか、11名の委員構成によります委員会が設立をされました。その中で、具体的に店舗の集積、あるいは再開発というような事業を目指して事業を進めていくということで、個店指導あるいは近代化のための講師を兼ねましたコンサルタント料、それから先進地視察の旅費、あと会議費、事務費というようなことで、トータルで210万円の事業費を予定いたしております。

このうちの町の補助といたしまして120万円を補助する予定でございます。

また、個店のいわゆる経営分析とそういったものが盛り込まれてございます。そうした中でそこに参加をされる個店のほうからも、負担金をいただくことになってございます。以上でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに、3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） なんか、手を挙げだしたら癖になりまして、毎回なんか質問してるみたいなんで。

今、川見議員がご質問された商品券の発行でございますけれども、これはフードとか大型店、サホロリゾートですとか、そういうふうなところもこの発行に対しては使えるかどうか、私まずご質問をさせてもらいたい。

また、私はこの中でですね、一般質問でしゃべらせてもらえばいいのかなって思って、これの中では質問はそぐわないのかなって思いますけれども、この屈足の今の分譲地でございます。さきほど行政報告の中で66件の問い合わせ、48区画が今申し込みが来ている。たしか、35区画だったと思います。

ですから、今48区画っていったらもう既にオーバーをしている計算になります。この人がたが申し込んで即家を建てていただいたら、さぞかしすばらしい分譲地になるだろうなって私思っておりますけれども、今この48区画の問い合わせがあって、35区画でしたら、もう既にオーバーをしているわけですから、この人がたを町外から33人申し込まれているっていうことは、逃すのは非常にもったいないんじゃないかな。すぐ、

補正を組んで第2分譲地っていうような考え方が今現在、町長の考え方の中にないのかな。

これについてですね、土地やなんかご協力ができるとしたら、私どもその協力はやぶさかではない。今このように屈足の分譲地が町長の考え方で、安い値段と、よそからの人を取り入れようっていうかたちで分譲してこの反響を受けております。新得本町に対してもこういうふうな、そのどこが爆発的な、このような希望が来たのかは、これから分析してみないとわからないと思いますけれども、本町でやればまだすばらしい問い合わせが来るのではないかと。

とりあえず屈足のほうの今後の見通しで即、土地を購入されて、この町外から33名の人を逃さないように、町内の人を15名いらっしゃるといいますから、この人がたはもう間違いなく家を建ててくれる人だと思っておりますので、この人がたのためにも、すぐ第2分譲地を計画されたほうがいいんじゃないかなと、思っております。

まあ一般質問で長々とですね、30分も1時間もかけて私がしゃべればいいのかと思いますけれども、今日ここでしゃべらせてもらいますのでご答弁願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

まず1点目、プレミアム付き商品券の関連でお答えを申し上げたいと思います。

いちおう商工会のほうから提出を受けております事業内容といたしましては、町内の商工会加盟全店ということを出てきております。

ただ、現在まだ細部についてですね、調整中であるというようなことも聞いてございます。つまり、フクハラ、それから農協さんですとかそういったところをどうするかという最後の詰めを行っているようでございます。

いちおう基本的には商工会加盟全店ということになりますけれども、会員の資格等もございまして、特別会員とかそういったものも入ってございまして、その辺商工会のほうの最終決定を待ちたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 2点目の屈足旭町の分譲地であります、これは実は、私どもも予想外の出来事でありまして、ほんとうにありがたい出来事が起こっているわけでありまして。

さきほども、行政報告の中で報告させていただきましたが、実はこの分譲区画数は全体で33区画であります。それに対して今現在、この日現在で48件ということで、たぶん1.4、5倍ぐらいの平均競争率になるのではないかとこのように思っております。

この後もですね、引き続き照会等が続いておりまして、この48区画が6月いっぱいまで、最終的にどの程度までいくかということは、ちょっとまだ予測できないというわけでありまして。

今回の分譲計画にあたりましてはですね、そうした不特定多数のかたがたのいろいろなニーズがあるだろうということでこの区画の面積もですね、バラエティに富んだ切り方をしたと。あるいはまた、団地内全体がですね、まさにバリアフリーのこれからの時代にふさわしい道路を配置していると。あるいはまたその広い緑地帯をとった。あるいはまた、この植樹帯もとったというふうないろいろな特色を持たせたほかに、いわゆる坪単価が5千円台というある意味では破格の価格を設定したというふうないろいろなこと

が、きっと多くの人たちのニーズに結果としてこたえたのではないかと、このように考えているところであります。

まだ最終的なこの6月いっぱいまでの分譲予約が、どの程度に達するか予測はできないわけですが、しかし現段階でみてもですね、この販売すべき区画数を大幅に上回っているということから考えますと、どうしても抽選で漏れたかたがたの次なるアフターケアをどうしても考えていく必要があるのではないかと考えておりますので、したがって早晩ですね、もう一段の分譲対策というものを検討していかなければならないだろうというふうに考えているところであります。

前回のこの分譲地の予定地を比較的安く取得をさせていただいたという経過がございましたので、結果として極めて安い金額でこれを分譲に踏み切ったわけでありますので、もう一段の分譲地を考える際に、やはりあの地域の皆さんがたのそうしたこの町が取得する際の価格の面でご理解あるいはご協力をいただければですね、今回と同じような条件ですることができる。そこにあまり大きな格差がつきますと、今のこの爆発的な動きというのが止まる可能性がありますので、したがって私どもとしては、今やっている分譲地と同じような条件でですね、これから考えるとしたら、そういうようなものにしていきたいと。

そのためには、土地の特別な、あるいは特段のご協力を賜れば非常にありがたいと思っております。

併せて新得地域についてのお話もございました。新得地域もしらば台団地が昨日現在で60区画のうち残区画が14区画になりました。かなり変形な当時の分譲地でありましたので、いろんな悩みももって今まで販売に努力をしてきたわけでありますが、しかし、かなり売れてきているというふうなことから見て、新得地域においてもですね、次なる分譲地の対応策というものが早晩検討していかなければならない状況を迎えております。

したがって、ただいま申し上げました屈足地区のもう一段の分譲対策と併せて、新得市街地域についても適当な分譲地をなるべく早く用意をしていきたいというふうに思っているところであります。

議長（湯浅 亮君） ほかに。3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 今のお話を聞かせていただきまして、いろんな要素があって、爆発的なものがでたのは、非常に喜ばしいことだとは思いますが、当初便利のいい場所で町長以下職員の人々がたが知恵を絞ればこのぐらいの反響はあたりまえだなんていうのは、私の気持ちの中にあっただけであります。それで、これ非常に難しいことかなと思いますが、今この分譲地の中に商業区域として別個にとってございます。

当面その商業地域の中にですね、商店が希望されない場合これを今造成している最中でございますから、補正をしてですね、6月30日までに追加造成費ってなったらちょっとおかしいかなって思いますが、そこら辺、商業地域で申し込みがなければこんだけの要望のあるところですから、造成地にされるのも一つの案かなと思うんですけども、まあできるかできないか、ご答弁していただければなと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほど申し上げました33区画、そのほかにわかふじ寮が屈足地域に今身体障害者の療護施設の建設を進めておりまして、その職員住宅14戸分がですね、更にこの団地内に加味されるわけでありますので、したがって33区画プラス

1 4戸分がこの団地の中におさまっていくと考えております。

そのほかに、多目的スペースといたしまして、例えばそういうふうな商店街の再開発あるいはその他でこの土地を使うという動きが出てこればという想定で、一定面積を多目的スペースとして残したわけであります。

これをどの時点で今、お話にあるような宅地への転用を考えるのが適当か。ここについては、もうちょっと様子を見てみたほうがいいのではないかと。もしかしてそういうふうな動きが地域内に出てくるとすれば、適地でありますので、そういう商業スペースとしてもじゅうぶん活用できる場所であります。

そのことを省いて、私は別途第2次分譲を考えていく必要があるのではないかと。そうしたものを見極めたうえで将来的にこの多目的スペースの利用が出てこなければ、それは当然のことながら、宅地として開放していくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回のこの分譲地については新聞で広告を載せたり、あるいは新聞の記事を提供していただいたり、あるいはまたインターネットによって広く情報発信をしたと。そのほかにうちの職員が帯広や管内の町村等に出向いてですね、いろいろパンフレットを配ってのアピールをしてきたと。

そうしたものが非常に急速に大きな情報の発信源となって、非常にいい結果を及ぼしてきているということを考えながら、今後とも更にそうした対外的な情報発信に努力をしていけばですね、第2段の分譲地を考えたとしても非常にいい状況でいけるのではないかとこの感触をもっておりますので、この機会に次なる対策を引き続き検討していきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） ただいまの吉川議員の質問にも関連することでもありますし、川見議員の質問にも関連することでもありますけれども、この屈足地区の商業近代化推進事業ということで新たにこれが動きだしてきたわけですね。具体的に。そのときにですね、ただいまの質問の中にあつた、分譲地に新しくこられるかたのためにもですね密接に結びついたものがあると思われるわけです。

今の現状では、その旭町の分譲地の好評を博している理由の一つとして、当然環境の問題もあるでしょうけれども、値段の問題が一番大きなものなのかなという気がするわけですね。

それでですね一番危ぐすることは、そのようにしてこの旭町の分譲地に入られた人たちが、毎日の生活を送るうえで不便のないように、後悔をしないような態勢を整えていくためにも、この近代化事業というものの重要性ということが、現状で意識している以上に重要な問題を含んでいるのかなという気がするわけですねけれども、今この近代化推進事業でもって、検討委員会ですか、設けられましたけれども、これは関係する商店街の人たちが中心になってこの検討委員会が設けられているような気がするわけですね。

決してこのことはですね、商店街の近代化ばかりではなくて、重度身体障害者の療護施設をきっかけにして、当然今まで懸案であった道道忠別清水線の拡幅にも伴った近代化というふうにとらえているわけですねけれども、この商店街に関係する人たちだけでこの近代化の見直しを行うということには、大きな片手落ちがあるような気がしてならないわけです。

とりあえずの出だしはきっかけとして、商工会が中心になってまとめあげてきた近代化を現実のものとして進めていくうえで、出だしは商店街の人たちが中心になることは

これはやぶさかではありませんけれども、今後、当然車いすでもって商店街を出て歩く機会も当然数段多くなるでしょうし、それから新しく団地、今お話聞きますとまだまだ増やしていくというような可能性もあるわけですし、そうやって屈足がよくて来られたかたに、後悔をさせないためにもですね、ぜひ今後にわたって商店街のかたばかりではなくて、重度身体障害者の経営に関係しているかたがた。

それから新しく来られるかた、あるいは現在住んでおられるかたは別にして、消費者の立場として求める声をですね、その検討委員会の中にぜひ反映させうるような態勢に拡大して考えていっていただきたいわけですが、そのような可能性があるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

屈足の近代化推進事業というようなことで、これにつきましては5月の15日にスタートいたしまして、その後歌志内、赤平そういった所の視察を委員さんまたは、振興協議会の皆さんで行っております。

この近代化を設立するまでの期間といたしまして、昨年度行われました補助事業の中で基本構想というものをまとめまして、議員の皆様にも1部ずつ届いているかと思うんですが、その中に方向性というものの記載をいたしてございます。

この後、例えば集積、あるいは再開発にいたしましても、どのような手法が一番地域にマッチするのかと。それらのまず検討から事業を進めていくかと思われま。

委員11名でございますけれども、関係の議員さんのお入りをいただいておりますし、またその中には、屈足市街の町内会連合会長さんもいらっしゃいますので、一定程度の地域ニーズっていうかそういったものの把握も可能かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、どういう手法が適切なのか、あるいはどういう補助制度を導入するのか、そういった面をこの事業によって昨年からのコンサルをまた継続してお願いをいたしまして、基本構想と外れないようなかたちっていうんでしょうか、そういった方向性で集積かあるいは再開発の手法を検討していく予定になってございます。

当然、療護施設の問題、それから新しい団地の入居者の問題、そういったものもその施設、集積された商店街あるいは再開発された商店街が、そこから阻害するようなかたちの商店街ということはありませんのでございますので、じゅうぶんコンサルの中にもコンサルともいろいろ協議をいたしましてですね、適切な計画にもっていきたいというようなことで考えでございます。

また、いろんな補助制度その他がございまして。役場の庁舎内にも関係課でプロジェクトを設けまして、商工会サイド、あるいは推進委員会サイドとの連携をとりながら、計画そのものを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） 前向きな発言ですので、そのように進めていっていただきたいわけですが、その基本構想というものの枠にですね、あまりとらわれることなくできるだけ若い人たちの意見というのがこれから消費動向っていうんですか、それを作っていくってことは全国的にあたりまえの状況としてとらえられておりますので、肩書ですとかね、そのようなものにとらえられることなく、できるだけたくさんのニーズを得られるようなかたちで進めていっていただきたいということを要望しておきたい

と思います。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別
会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第12、議案第47号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第47号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万2千円を追加し、予算の総額を5億8,678万4千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、総務費では介護保険の電算システム修正に係る委託料を計上し、全額国庫補助金を充当しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思っております。

2款の国庫支出金では、歳出でご説明いたしました経費の国庫補助金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 4 8 号 平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 3、議案第 4 8 号、平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第 4 8 号、平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 4 万 6 千円を追加し、予算の総額を 4 億 2 , 1 2 2 万円とするものでございます。

5 ページ歳出をお開き願います。

1 款、事業費の総務費では、浄化センターで使用するペーハー値などの測定機器が故障により使用できなくなったために、備品購入費を計上しております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思います。

2 款の、使用料及び手数料では、下水道使用料を増額し財源調整をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 4 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 意見案第 5 号 分権一括法案の徹底審議と必要な修正を求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 4、意見案第 5 号、分権一括法案の徹底審議と必要な修正を求める意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第5号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、6月9日から6月16日までの8日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、6月9日から6月16日までの8日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（宣告 12時10分）

第 2 日

平成11年第2回
 新得町議会定例会（第2号）
 平成11年6月17日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		一 般 質 問	

会議に付した事件
 一 般 質 問

○出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 君	2 番 藤 井 友 幸 君
3 番 吉 川 幸 一 君	4 番 千 葉 正 博 君
5 番 宗 像 一 君	6 番 松 本 諫 男 君
7 番 菊 地 康 雄 君	8 番 斎 藤 芳 幸 君
9 番 廣 山 麗 子 君	10番 金 澤 学 君
11番 石 本 洋 君	12番 古 川 盛 君
13番 松 尾 為 男 君	14番 渡 邊 雅 文 君
15番 黒 澤 誠 君	16番 高 橋 欽 造 君
17番 武 田 武 孝 君	18番 湯 浅 亮 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝 君
収 入 役	清 水 輝 男 君
総 務 課 長	畑 中 栄 和 君
企 画 調 整 課 長	長 尾 正 君

税務課	長	秋山秀敏	君
住民生活課	長	西浦茂	君
保健福祉課	長	浜田正利	君
建設課	長	村中隆雄	君
農林課	長	斉藤正明	君
水道課	長	常松敏昭	君
工商観光課	長	貴戸延之	君
児童保育課	長	富田秋彦	君
老人ホーム	長	長尾直昭	君
屈足支所	長	高橋昭吾	君
庶務係	長	武田芳秋	君
財政係	長	佐藤博行	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長	阿部靖博	君
学校教育部	加藤健治	君
社会教育部	高橋末治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局	長	小森俊雄	君
-----	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局	長	佐々木裕二	君
書記		桑野恒雄	君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時02分）

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 4番、千葉正博君。

[4番 千葉正博君 登壇]

4番（千葉正博君） 一般質問に先立って一言お礼の言葉を申し上げます。

今回の改選に当たって、再び議場に送っていただいた多くの町民の声に、声なき声を取りあげ今回一般質問をさせていただきます。

1. 拓鉄公園整備事業について

拓鉄公園整備事業について町長の考え方をお伺いいたします。

町長の公約の一つ全町公園化構想による公園整備の拓鉄公園も、現在森林整備事業で進められ今年が最終年度であることは、じゅうにぶん認識しておりますが、事業の途中経過とはいえ町道本通東側木道の利用状況、更に現在進められている公園中心部等の状況を見ますと、街のそばの公園とは程遠い薄暗い荒れ地の通り道に等しい状況と考えられます。

もっと、親子で木道の散歩や池の観察ができるよう、ゆとりと憩いの空間を広げてはと思い、町長の考え方をお伺いいたします。

[4番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

既にご承知のとおり、拓鉄公園は平成6年に北海道拓殖鉄道株式会社より公園用地として、指定をして寄附を受けたものでございます。

その際に、自然を残した公園づくりにと寄贈者側の拓鉄の意向もありまして、それにそった整備を行うため、一般公募を含めた識見者11名による検討委員会を組織いたしました。整備内容について検討をいただいたところであります。検討の結果の意見を反映して、平成9年度より道の補助事業で3か年計画で整備に着手したところであります。

平成9年度は町道本通東側の区域を、木道を設置したのみで自然を最大限に生かし、残すという形で整備を行ったところであります。

平成10年度につきましては、以前、拓鉄公園の庭園として整備されていた池の周辺部を中心に、水路や池、散策路を整備し、利用するかが自由に観察や散策ができるように、笹や小径木を整理して整備を行ってきたところであります。

そして本年は、駐車場、トイレ、観察小屋をかねた東屋、そして園路の整備を行い、当初計画の整備を終える予定となっております。

ただいまご指摘のように、この間町民のかたがたからも今の公園のイメージについて既存樹木、あるいは笹が生い茂り、暗く蚊などが発生し利用しづらい。もっと小径木などの整備をしてはどうかという意見も寄せられております。

また反面、貴重な昆虫、あるいは水生植物が生息しているとの報告もございます。自然も大切な財産でありますし、また、町民のかたがたに利用していただかなければ、せっかく多額の投資をして整備した公園を生かすことができませんので、本通の東側は自然を残す部分として、また、西側の部分は公園として利用されるかが憩いの部分とに整備しており、これを基本としながらもなお再度検討委員会の皆様と現地検討会を開いてですね、もう少し利用しやすい自然公園づくりに努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 4番、千葉正博君。

4番(千葉正博君) たいへん建設的なご意見をいただいたわけですがけれども、もう一度検討委員会でこのことを特に検討していただきたいということは、特に町道東側の木道の部分についてですが、これは過去は水がたまってヨシの生えてた、そういう所であります。

現在は水の量が少なくなったせいか笹が生えていると。同時にあそこはそれぞれ水中昆虫も生息しているかもしれませんが、それ以前に観察よりもなによりも蚊の巣であります。

そういった所で、観察するのか蚊に食われるのが関の山で、小さい子どもを連れてあそこにはとっても恐ろしくて行かれないというのが、一般的町民のかたがたの声であります。

そういった声をよくとらえていただきたいと、このようにも考えておりますし、拓鉄公園からの寄附ということで公園用地として寄附されたことを、このことについては理解しておりますし、それぞれ検討委員会においても、自然を残すということについては理解はするわけですが、拓鉄が閉鎖され、三十数年、現在に至ってその間公園というのが、荒れ放題の状況であったということは言うまでもありませんけれども、私も幼いとき小学校から中学校、あそこを9年間通ってあその自然というものを公園というものをよく覚えているつもりでありますけれども、昔はやはり木はありましたけれども、まばらに木があって非常に空間のゆとりのある公園で真ん中の公園の中通りから歩いても、国道が見えると。そういうような状況でありました。

ご承知のとおり今ではもうほんとの林の中の、余りにも木が真ん中についても多過ぎるのではなからうかと。できるものならやはり30年前ぐらいの復元をできるなら、いちばん寄附されたかたもかえって喜んでいただけるのではなからうかなと。

このように考えておりますので、検討委員会の中においてもじゅうにぶんに検討していただくよう。そしてまた、町長自らこのことについては特段なるご配慮のほどをお願いしたいなと。このように考えておりますが。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） この自然という考え方については非常に価値観の相違があるということが言えるのではないかと。

あそこにいる水性の生き物あるいは昆虫、あるいは鳥類、その他、そうした事前の調査というものも、この計画を進めるうえにおいてはですね、そうした作業も含めて進めてきたという経過がひとつございます。

そうしたことを踏まえながら、希少価値となっているそうしたものをある程度将来に向かって保存していったらどうかと、こういう考え方が大きく大前提としてあるわけがあります。

したがって、一つの公園の中である程度そうした自然環境というものを残すという考え方、それからもう一つの道路の西側については正に今ご指摘のとおり、多くの町民の皆さんがたにいろんな面でゆとりがあって、憩える場として開放していくということのひとつの基本的なスタンスとして整備を進めてきたという経過がございます。

しかしながら、今ご指摘のように、実際現地に私も何度か足を運んでいるわけですが、やはり多くの皆さんがたに利用していただくうえでは、まだちょっと部分的な考え直しをするというか、そうしたものを採り入れていかないと利用される公園になっていかないのではないかと懸念を持っております。

したがって、さきほど申し上げたような検討委員会の皆さんがたに現地に出向いていただいて、細かくその辺の検討をさせていきたいというふうに思っております。

考え方といたしましては、東木道周辺ですね、この両側の生い茂っているものを刈り取ると。あるいはまた、下枝が余り下がっているようであれば、どういう整備をしたらいいか。

あるいは西側については、笹をもっと刈り込んでいくというふうなことを含めたですね、現地での検討を進めてそのうえにたって整備をしていきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 10番、金澤 学君。

[10番 金澤学君 登壇]

10番（金澤 学君） まずはじめに、私は新人議員でありますので、的はずれな、あるいは礼を逸するような発言をするかもしれませんが、それは新人に免じて許していただきたいと思っております。

1. 新得町の未来像について

来年度開町101年、そして21世紀を迎えるに当たり、斉藤町長は今後この新得町をどのような方向に導こうとしているのか。そのビジョンを伺いたしたいと思います。

まず町長就任6年目を迎え、懸案事項でありました酒造公社問題にけりをつけ、更に温水プール・ビーバー、じんかい処理場をしゅん工させ、更に保健福祉センター、サホロリバーサイドパークゴルフ場を中心として、全面芝のサッカー場、佐幌川左岸公園を整備するというまことにすばらしい業績を残しつつあります。

更に、これら多額の設備投資を行いながら管内1、2を争う財政基盤のよさを築きつつあります。これからもこの石橋をたたいて渡らないような硬さの行政手腕を発揮する

なら、前町長でありました佐々木忠利氏、更には新得中興の祖とうたわれた故平野栄次氏に並び称されざる町長になることは疑う余地もありません。まことに喜ばしい限りであります。

さて、新得町100年の歴史を振り返れば村山和十郎氏が新得に開拓のくわを入れて以来、大雪山系から切出された豊かな森林資源を加工する林業、木材加工業、そしてそれらを運搬する交通手段としての鉄道を中心にして栄えてきました。

近年はリゾート開発、福祉重点、そして先の第1回定例町議会の町政執行方針で述べているように住民生活優先の町づくりを推進しようとしています。

斉藤町長は2期目の選挙公約で、「ほっとするそんな町新得をつくります」をキャッチフレーズに、次の6点を重点政策に掲げています。

未来へつなぐ安定した生活基盤、新しい視点の活気ある産業、温もりと元気あふれる保健・福祉の向上、住みやすく安心できる暮らし、創造豊かな生涯学習、みんなで考える個性豊かな町の発展、以上6点です。

すべてが実現できるように初心を忘れずいっそうの努力を続けてほしいと思います。

さて、新得町役場は民間企業に例えるなら、売上高90億円、社員130人の会社だと思いますが、その社長である町長が小手先の利益にこだわらず、これからの10年後、20年後、100年後を見据えたマクロ的な視野にたって町行政のかじ取りを行わなければ、たちまちのうちに企業である新得町は衰退してしまいます。

東証一部上場の大会社でさえ、100年以上継続している会社は数えるほどしかないのであります。現在、景気低迷による商工業者の不振、農産物自由化による農業の混迷、人口減退、少子化、老人福祉問題とこれからの難題がたくさんありますが、こういふときだからこそしっかりとこれからの新得町のあるべく姿を見据え、新得町と新得町民を強力なリーダーシップを発揮して導いていただきたいと思います。

もし、今その方向性を間違えることがあれば我が子の代まで禍根を残すことになりかねません。今後の新得町をどういう町にしたいのか。どういう町がほっとする町なのか。更に斉藤色を全面に押し出して、強力なリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

町長の所見を伺いたいと思います。

[10番 金澤学君 降壇]

議長(湯浅亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) 新人とはいいいながら、なかなか格調の高いご質問でありましてじゅうぶん議論がかみ合うか分かりませんが、ご答弁を申し上げたいと思います。

明治32年に開拓のくわが下ろされて以来、本町は今年で100周年を迎えることができました。今日の本町の基盤を築いていただいた先人の幾多のご労苦に感謝申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

また、来年はいよいよ西暦2000年、21世紀の幕開けでもございますし、本町といたしましても101年目を迎えるわけでありまして。そうした大きなくぎりの新時代にふさわしい新たな決意のもとで、スタートを切っていきたいと考えております。

さて、本町には、都会や他の地域にはない、広い土地、そして澄みきった空気、すばらしい自然がございます。

もう、国内には、これだけの自然環境が存続する地域はあまり残っていないのではな

いかと考えております。この自然条件などの町が持っている特性、これを最大限に生かした町づくりを進めていきたいと考えております。

次に、景気の低迷で一服感が出ている週休2日制につきましても、やがての景気の回復とともに徐々に定着化し、余暇に費やす時間も増えてくると予想いたしております。昨今の観光やレジャーも、従来の目で見える視覚型から体験型に移行されてきております。このことにより、町内で整備されているアウトドアやリゾートの体験施設が生かされると考えており、ほかの地域から本町に訪れる人が増加するものと期待をいたしております。そのことによって町内のリゾートやレジャー産業が、有機的に相乗効果を発揮できる方向を目指していかなければならないと考えております。

また、本町はすべての特急列車が停車する鉄道交通のかなめの地でございます。また、道路網の中でも重要な位置を占めております。これらから、十勝西北部の交通の拠点となるまちづくりを目指していきたいと考えております。

更に近年、道路整備が進み帯広圏までの所要時間が短縮される傾向にあります。それと、本町の都市部より低廉な土地とを組み合わせ、屈足旭町団地のような通勤可能地としての宣伝をして、定住人口の拡大を図って行きたいと考えております。

また、本町には、従来から福祉を推進してきた歴史と基盤がございます。今後の高齢化・福祉時代到来の中、福祉の町を積極的にアピールしていかなければならないと考えております。

以上のように、本町のまちづくりといたしましては、町の持っている広大な土地、あるいは森林、温泉、また十勝川、佐幌川の二大河川等の自然的条件のほか、農業や林業、電源、福祉、リゾート、また重心の町としての要素、また交通の要所としての利便性、これらの本町がもっているあらゆる可能性を生かした魅力あるまちづくりを進め、活力ある町の発展を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 5番、宗像 一君。

[5番 宗像 一君 登壇]

5番（宗像 一君） 春の改選に当たりまして、再度おおぜいの皆様のご支援をいただき、再度この場に立たせていただきまして、非常に責任を感じるところでございます。町長以下管理職の皆様ひとつよろしくお願いたします。

1. カヌー競技の全国大会の誘致について

また、この度の質問に当たりまして、アウトドアの件で質問させていただきたいと思っております。

表題はカヌー競技の全国大会であるジャパンカップの誘致についてでございます。

私は昨年、第3回定例町議会におきまして、最近脚光を浴びているアウトドアスポーツ、とりわけ屈足岩松地区におけるウォータースポーツにかかわる環境整備について質問をいたしました。それに対し町長より前向きなご答弁をいただいているところであります。

皆様ご存じのことと思いますが、同地区では本年に入ってラフティングなどの水上スポーツを取り扱う企業が、地元より1社営業を開始しております。

また、この7月には帯広からの新規に1社営業を開始することで準備をされております。更に、この春先の雪解けを待って、同地区では競技としてカヌーを行う選手、また、一般のカヌー愛好者も来訪も非常に増加してきているのであります。

その中には、帯広在住のかたでさきのアトランタオリンピック2人乗り、カナディアンカヌー部門日本第2代表となった選手もおりまして、彼は、今後のシドニーオリンピックを目指して、毎週のようにトレーニングに通ってきているのであります。

もちろん地元のカヌークラブにも所属され、指導者としても活躍されております。

町長も認識されていることと思っておりますが、国内各地でのレースに参加経験の豊富な彼によりますと、岩松橋下流の十勝川コースは、道内はおろか国内でも有数の競技コースになりうる所であると立証されているんですが、残念ながらまだまだその認識度は低いのが現状であります。

日本カヌー連盟が開催するジャパンカップは、毎年スラローム競技が4試合、ワイルドウォーター競技が5試合と、全国4ないし5か所の所で熱戦が繰り広げられておりますが、まだ、道内では開催されたことはありません。そのどちらの競技も当地の十勝川は最適地であり、参加者に喜ばれるところであると申されております。

また、北海道カヌー協会主催の全道選手権大会、大会は千歳川のみでの開催であります。

十勝新得での新しい観光資源として、環境整備を検討いただくご答弁はいただいておりますが、その整備に併せてカヌー、スラローム及びワイルドウォーター競技の全国大会であるジャパンカップ、あるいは全道選手権などの競技会を積極的にこの地に誘致するお考えはないかどうか。ここにお伺いいたすしだいでございます。よろしく願いいたします。

[5 番 宗 像 一 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

町内での新しい観光資源として台頭してきております、ラフティングやカヌーなどの水上スポーツは、屈足湖、そしてその上流部の十勝川において、昨年首都圏からの水がきジャンボリーの来訪、あるいは第1回の十勝川カヌー選手権大会の開催のほかに、道内外の多くのカヌー愛好者に利用されてきております。本年は、昨年に引き続き水がきジャンボリー、十勝川カヌー選手権の開催や、全道のラフティング会社のプロガイドによる初めての競技会も開催されたようであります。

ご承知のように、この4月に町内企業が新しい事業分野として営業を開始し、そして7月からは町外から新たに1社が進出し、営業を開始することになっております。両社のこれからの事業計画や、営業展開、道内での観光客の傾向を考えますと、今後その需要がますます高まってくるものと考えております。同時に周辺環境整備の必要性が増加してきておりますが、昨年も宗像議員のご質問にお答えしたとおり、現在、各関係機関団体と整備についての協議を進めている段階であります。

なお、カヌー競技の全国大会等の誘致につきましては、スポーツ振興の分野でありますので教育委員会からご答弁をさせていただきたいと思っております。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長（高久教雄君） 宗像議員のご質問にお答えをしたいと思います。

カヌーの競技大会、誘致をするということでございますけれども、本町のすばらしい地の利を生かしてこうしたアウトドアスポーツが誕生していくことは、町としても歓迎すべきことでございます。広く地域の活性化にも貢献できるように育ててほしいものと、関係者のご尽力に期待を申し上げているところでございます。

宗像議員もご承知のとおり、カヌー競技は会場が制約されることもあり全道的にも認知度の低い分野と思われませんが、教育委員会としても、全く経験をしたことのない競技種目でございます。

大会規模にもよりますが、競技大会の開催には競技施設の問題、大会運営費のこと運営スタッフなどの検討すべき大きな課題がございます。まず、開催されている町村の実例などを調査して前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 5番、宗像 一君。

5番（宗像 一君） ただいま町長より環境整備に関しては非常に前向きにそれぞれ交渉していただいていると、ご答弁いただきましてありがとうございます。

また、教育委員長よりジャパンカップの誘致についても、少々理解がいただけたんでないかと思っております。

しかし、その受け入れ態勢にあたりまして私もいちばん問題となるのがスタッフの問題とか、あるいは、経済面の問題があるということで、これは行政にとりましてもしちばん頭の悩ますところだということは理解しております。

地域のサークルもあるわけでございますけれども、それらもすこしその組織の弱さもありまして、今いろいろと会員のかたが非常に大半の人が町外のかたであるということから、いろいろと今、今後の在り方について検討しているところでございますが、しかしまず1点としてちょっと私もふに落ちなかったわけでございますが、スポーツ振興上ということから教育委員会がカヌーの誘致に対してご答弁いただいたなということは、わかります。

しかし、私の質問としては、今現在いろいろと地域の振興策というかたちでいろいろ十勝川の環境整備に併せて進めていただいているものですから、その整備に併せてですね新しくジャパンカップを誘致するということはどうだろうということで、申し上げたつもりでおります。

したがって、誘致にされた後の競技の主催は教育委員会であろうと思っておりますけれども、誘致に向けては企画調整課かあるいは商工観光課ですか。そちらのほうでいろいろと検討されるのではなかろうかと思うわけなんです。それで、ちょっとそこら辺で私の考えが間違いなのかなということも、こう思ったわけでございますが、ひとつそこら辺の1点をお聞かせいただきたいと。

それでまあ、開催にあたっていろいろとカヌーの関係について、いろいろと経費、施設だとか経済面、スタッフの問題ということで委員長からこう申されたわけですが、それについて少し説明させていただこうと思っておりますけれども、スタッフについてであります。競技にかかわる審判また競技の中心主管は、日本のカヌー連盟また道のカヌー協会それぞれ関係者のかたが進めてくれるだろうと思うんです。本町は大会の運営にあ

たつての、関係機関、また関係団体の全面的な協力を得られるように、じゅうぶんな取り計らいをしていくなというかたちになるのでなかろうかと。

それから経済面の問題については、大会自体の経費は関係者の交通費だとか宿泊費、また食事代などだいたい私の聞いたところでは50万円から60万円くらいかかるかもしれないということを聞かされております。

そのほか大会費用として参加賞だとかいろいろ賞品があるわけですが、それらは参加者からの徴収する参加費でほぼ賄えると。そして、持ち出しはそんなにかからないんじゃないかと。また、副賞についてもスポンサーを募り、地元特産品などで新得町のアピールすることもよいんじゃないかと思われれます。

ほかの町村でやっている所を聞いてみますと、なにかそういうかたちでやっているようでございます。

施設設備の面の問題ですが、実施されている開催地においてはですね、多額の経費をかけていろいろとたいへんな経費をかけたということも聞いております。しかし、当地においてはですね、恵まれた自然を生かした既存の施設を利用することで経費節減もでき、少ない経費で準備することができるのでなかろうかと。

今年の第2回目のスラローム大会も7月に行われるようでございます。その準備をしているようでございますけれども、そういったことで非常にそれらをやるということになると20から25くらいのゲートを張らなければいけないところ、今もう20くらいゲートが張られてそれで1回目やり、2回目をあと5つくらいゲートを増やしてやろうというようなことで進めている状態なんです。そういったことでこれらを整理していくことによって、観光という名目だけではなく、スポーツの振興にも役立つと思います。

また、大きな大会を開催することによるメリットは、多少の経費よりも多大の経済効果を生み出すのではなかろうか。そして、新得町という名が全国的に宣伝されそして紹介される。こういったことを考えるときに今現在進めようとしている体験型観光の推進、スポーツ合宿の里事業にも弾みがついて、地域振興にも大きく寄与できると私は思うのでございます。

今こそここで町長自らの先に立ってですね、町の振興のために一役買っていただきたい。誘致に向けて前向きになんとか取り組んでいただきたいと、強く要望をいたしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。再度、答弁をお願いしたいと思っております
議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まずカヌーのジャパンカップと。その競技そのものはスポーツ大会でありますので、したがってただいま高久委員長のほうから申し上げたとおりであります。

それはなんとか誘致をして実施する方向を検討したいとこういう趣旨であったと考えております。町の立場としても、それは全く同じ立場でありまして、せっかくのそういう本町の持つ自然条件、あるいは環境、そうしたものが本町で生かされてくということでもありますので、そうした意味では本町での考えは私どもも歓迎をいたしておりますし、町のほうとしてもその努力はしていきたいというふうに考えております。

また、費用の問題等のお話もあったようではありますが、ジャパンカップとなりますと非常に規模の大きい大会であります。過去に国内で行われた1、2の事例を見させていただきますと、青森県の西目屋村ここで行われました99年のジャパンカップ大会につきましては、お聞きしている範囲では予算総額は、1,000万円をちょっと超えたと

お伺いをいたしております。そしてそれにかかわる人の入り込みでありますけれども、約400名程度ということでありまして、そうした面から非常にいろんな波及効果が考えられると思っております。

あるいはまた、徳島県の驚敷町というところの予算でありますけれども、ここでは約600万円弱とお伺いをいたしております。

そうした投資をした経済の波及効果というのは試算の範囲ですけれどもかかった費用程度の直接的なですね経済の波及効果があるようにお伺いをしておりますのでそうした面からもぜひ条件整備をしながら、あるいはまた地元の皆さんがたの特殊な競技でありますので、なかなか素人では競技の役員にタッチできないと考えております。

そうした協力体制の前提条件が整えばですね、私は誘致は可能だと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 5番、宗像 一君。

5番（宗像 一君） たいへん誘致に向けても、けっこう前向きなやるんだという意志をお伝えいただきましてほんとうにありがとうございます。

突然のことであり、進めにあたって非常にたいへんであるということは、これは私も考えなければいけないと思っております。森と湖に親しむということで開発局のそういう勧めにあたって、屈足に2社の新しい企業が何千万円という金をかけて進出しているわけございまして、この人たちもそういったものを見越してのかたちだと思っておりますから、ひとつなんとかお願いしたいと。なんとか先駆けて道大会の道の選手権でも、ひとつ来年度へ向けて持ってきてくれるようなかたちがとれば、非常に弾みがあっていいと思われるわけですが、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

教育委員長（高久教雄君） このスポーツ振興という立場からちょっとお答えをさせていただきます。

さきほども答弁いたしましたけれども、こういうスポーツ関係のカヌー関係って競技、教育委員会としてもしたことがないというようなことございまして、これからですね、近く全道大会もございまして。そういった大会等もよく勉強させていただきまして、行って見て、そして内容等を検討して前向きに進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

[16番 高橋欽造君 登壇]

16番（高橋欽造君） 2年ぶりにカムバックをさせていただきました高橋欽造でございます。公約で初心にかえっていっしょうけんめいがんばるという公約をさせていただきますので、これからはいっしょうけんめいがんばりますので、どうぞよろしくお伺いをいたします。

久々の質問でございますので、たいへん緊張してございます。不本意発言、あった場合は議長においてお許しをいただきたいことをまずもってお願いをしておきたいと存じます。

1．地域医療の充実について

私は本定例議会におきまして、地域医療の充実ということについて質問をさせていただきたいと存じます。

7千500人余のわが新得町であります。医師5人、歯科医師5人という数字的にはですね、これほど恵まれている所はないんじゃないかと言っても過言でないかもしれませんが、しかし、実態はいかがでしょうか。このような観点から質問をさせていただきたいと存じます。

既に通告をさせていただいているところであります。5点についてありますが、1番、2番は、管内の町立、村立の病院、診療所、どのような状況になっているか。2点目はそれらに経済的負担をしているのかどうかという質問をさせていただこうと思って通告をいたしましたところ、担当課の賢明な勉強の結果、表によって表されております。町長はこれを見てですね、いかがお考えかをお尋ねをいたしたいと存じます。

私は、町立だからといってですね、必ずしも赤字になるということは決してないというご認識はいただけたんでないのかなというように思っています。

実は私は先日、陸別町立診療所のほうに行ってみりました。いろいろとお尋ねをしたところであります。たいへん今日までいろんなご苦労があったというように聞いておりますけれども、今ではたいへん町民の皆さんがたにご利用いただき喜んでいただいていることを聞かされました。これやはり、町そして先生との関係が非常にうまくかみ合っている結果でないのかなというように、私は理解をしてみりました。我が町新得で5人の先生がたどのような意志の疎通をはかっておられるのか。その点についてもお伺いをしたいと思います。

これが第3点目の医師と町との意志の疎通はどのようにはかかれているかという質問でございます。

第4点目が、2億7,000万円ほどの多額の投資をかけまして新得診療所を造りました。りっぱな施設であります。入院施設も完備されておりました。残念なことに本年3月、入院施設を閉鎖してしまいました。この事態を町長はどのようにお考えになっているのか、この点についても町長のご所見をお伺いいたしたいと思っております。

最後に、多くの町民の皆さんがこの医療についていろいろとご心配、そして要望しております。町長はこれらに対してどのように対応されるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

壇上からの質問を終わらせていただくわけですが、私の手もとに1町民から審議願書というものが来ています。たしか町にもいつているというように聞いておりますけれども、これをちょっと読ましていただいて、私の壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。

「審議願書、この度新得診療所の入院施設閉鎖について町施政として審議検討していただきたくお願いします。

町執行100年を数えようとしている状況で、町立病院のないことに不安を覚えます。確かに町立の病院を運営するにはかなりの財政負担になり、赤字を覚悟しなければならないことはじゅうぶんに理解しています。

しかし、高齢化の進んでいる昨今において、すべての高齢者が車を運転できるよしではなく、また隣町にある入院施設に入るためにタクシーを利用するには金銭的にも負担となります。ましてや、介護保険を利用できないもの、そしてそのものと同居しているものにとっては、大きな重い負担とならざるを得ません。

それに他府県より転入したものにとっては、新得診療所と名が付いているゆえ、町政策内容をじゅうぶん知りえない状況時には、町立の診療所があると錯覚してしまいます。入院施設があるにもかかわらず、それが活用できないことは非常に不満を覚えます。

また、施設の維持等を考えれば無駄遣いとなりかねません。今、診療所を利用しているものはもとより、今後利用するであろうものにとっても、なんとしても入院施設の再開を願わざるを得ないのです。また、入院施設が町内に存在するだけで安心感を与えられるのです。健康は自ら注意しなければならないにもかかわらず、不可抗力で害することもあるのです。そのいざ鎌倉というときに診療所に入院できないということは、まことに無念と言わざるを得ないのです。

もれ聞こえてくるところによれば、今回の病棟閉鎖に伴い人員削減が行われ、生活費確保の場を離職せざるを得ないものが出現していると聞く。それらの人々への職場復帰のためにも、ぜひ町として一考を願い、改善策を医院長とともに1日も早く公示されたく願います。

また、町として今後町立病院を開院する予定があるのかどうか。情報を公開してほしいと願います。高齢者に優しい福祉の町として再生するならば、新得診療所入院施設再開の1日も早い実現を願います。以上。」

ということでございます。どうぞ町長のご答弁をよろしく願いをいたしまして、私の壇上からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

[16番 高橋 欽造 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤 敏雄 君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えいたします。

1点目の管内の医療の状況でありますけれども、自治体が経営している病院、及び、診療所につきましては、帯広市を除いて11か所あります。

また、2点目の財政的な負担であります。経営の内容まで深く分析できていないので非常に概括的な答弁になりますが、建設費用を入れると11か所すべてが一般会計からの財政支援を受けて運営されているようであります。なお、一般会計からの財政支援額であります。診療所だけで申し上げますと、1,000万円から1億円の間のようでございます。

3点目の町内のお医者さんがたとの意志の疎通の問題であります。状況に応じた個別の対応を入れますと、先生にもよりまけれども相当数の話し合いがもたれております。必ずしも意志の疎通がはかられていないのではないかというお話であります。今後もそうしたコミュニケーションをたいせつにしながら、意志の疎通をはかる努力をしていきたいと考えております。

4点目の入院施設に関してですが、入院につきましては多くの町民のかたがたからもご意見をいただいております。なんとかしなければならないというふうに私自身もたいへん気にはいたしております。

既存施設の有効利用の在り方を視点に、時代のすう勢を見極めながら問題の対応に努力をしていきたいと考えております。

5点目につきましては、医療については住民生活に密接な問題であります。私が町政を担当する以前からも先輩各位が血心を注いできた問題だと認識をいたしております。また、現在もなお最重点課題の一つと考えているところであります。

町民が安心して暮らせる町づくりにつきましては、私自身もただいまご質問の高橋議員と同じ気持ちであります。

これから最大限の努力をしていきたいと考えておりますが、議員各位におかれましてはこの医療問題につきましては、更なるご支援をお願いを申し上げご理解を賜りたいと考えております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） 1、2点についてのご答弁をちょうだいしたわけですが、すけれども、町長もこれを見られてですね、今11か所ほどの町村が病院ないし診療所に持っているということで、19か町村のうちの11か所ですから半分以上。

そのほかですね、町が建ててそれを無償で貸してやっているところがあるんですね。そういう所もあるということになると、だいたいそういう関係でないほんとうに民間だけでしかないよってというのは、4町くらいしかないんですね。後はほとんど関連しているんだそうです。

確かに黒字経営をするっていうことは非常に難しいそうです。というのはやはり、いろいろな絡みがありまして、やはりすぐ町外に大きな病院に走るといような状況なんだそうですけれども、ただ、さきほどお話ありましたようにやっぱり町民としてはですね、やはり自分の町にあれだけの施設があったら、やはりそれに利用できるようなやはり調整をしてもらわなきゃ困るよと。

さきほど町長もいろいろな話を聞いているといようなお話ありましたけれども、そういうようなことはですね、やっぱり行政としてこたえなきゃいけないのではないのかな。

私あの、さきほどもちょっと陸別町立病院の診療所の話をしましたけれども、あその先生は、徳州会という所の派遣の先生でありまして、土曜、日曜にも休まない。もう、理事者側がですね「先生たまにお休みくださいよ」と、「体こわされたら困るから」「いやいや、私は医者としての使命がありますから」と言ってですね、やってくれるんだそうです。だからそういうような観点から町民との信頼関係もすごくいいっていか、そういう関係でですね、経営のほうもうまくいっているのではないのかなと。

それがイコールですね、意志の疎通にもなっていくんではないのかなといような、私は、関連してものをしゃべるわけなんですけれども、それでさきほどコミュニケーションの問題、町長何回となく相当数意見交換してますよとおっしゃいました。確かにこの問題はそんな簡単な問題でございせんから、何回もですねお話しなさっていることと思えますけども。

また、先生がたに言わせますといると私たちの話を聞いてくれないと。もうこれだけあなたがたにこれだけの施設を貸したりしてるんだから、もうこれ以上医療に関してはもう私もどうすることもできませんよと言われちゃう。もっともっと深い話をしたいんだけれども、それが聞いてもらえないって言うんであれば、話がもう止まっちゃいますよと。これではやはり進みませんねっていう話を聞いたんで、私はこの意志の疎通という問題については町長に特にですね、もっと深くですね考えていただきたいなというように思っているわけでございます。

それからこの入院施設の問題ですけれども、これだけやはりお金をかけて造ってあんまりっぱなのがあるわけですから、なんとしてでもですね、再開をできるような方法を

考えるべきでないかと。これもやはりですね、先生といろいろとお話しをするととにかく策があるんじゃないのかなというふうな気がいたしております。

ですからそういったことでですね、町民の皆さんがたがやはりあのなんであんなりっぱなのがあるのに私出されたんですかっていうですね、もちろん入ってお年寄りはですね、経営が成り立たないからあんな出なさいってというようなことではなく、とにかく先生が都合悪くておられないから、どっか行ってくださいと言われてのかなとという最初はそう思っていたようなんですけども、だんだんだんだん聞きますというと、そういうような経営が成り立たないから出されたんだと。そんなんでしかし、いいんでしょうかねってというような苦情も聞きましたんでね、その辺についてもですね、町長やっぱりあの、あれだけの施設を有効利用しなきゃいけないんでないのかなというふうに思っております。

そして、私はやっぱり多くの町民の意見というのは、さきほどから言うように町立で診療所を運営してもらわなければいけないのでないだろうかと、最終的には。やっぱりこれがですね、あれだけ投資した意味が出てくるんでないのかなと。それをやることによって。確かにさきほど金澤議員もですね、町長はこれだけの仕事をしながらも、財政では1、2位を争う管内のその優良町長さんだというお褒めの言葉がありました。

しかしこれもたいへんありがたいこととございますけれども、そういったことでホットな町にするためには、やはり医療の充実さも大事でないのかなと私思うんですから、その辺についてご答弁をいただきたいと存じます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、意志の疎通という観点でのお話であります。本町に開業いたしました病院というのは、高橋議員もご承知のように長い歴史的な経過の中で、病院に対する町としての支援策に差異があったと。これも厳然たる事実だと考えております。

そうした中で、先生がたから一部かもしれませんが、個別の町に対する支援の要請があることも事実であります。そこで、本町の場合はすべてが開業医という個々の経営であります。したがって、そうした個別の町の支援に対する要請をですね、採り入れることによって、ほかの開業医の間にですね、いわゆる微妙な利害関係が発生をするという実は大きな課題を抱えております。

したがって、個別のそうした経営にかかわるですね、ご要請をなかなか実は採り入れることができない場合が多いわけでありまして。そうしたことが、今、高橋議員ご指摘されるような、意志の疎通に欠けてるという点につながっているのかなと、そのように受け止めているわけでありまして。

そこで町立病院とのお話であります。これも既にご承知のとおり町立病院の存在する町の一般開業医というのは、どこの町を見ても実は少ないわけでありまして。2つとか、3つとかそういう単位だとみております。本町では5つの医院が存在をいたしておるわけでありまして、そうした中で仮に町立病院を考えた場合にはそうした開業医に与える影響ということも当然考えなければならぬのではないかと。

また、陸別の例がございました。しかし、町立病院といえども実はオールマイティの医療はできないわけでありまして。そしてまた、患者が病院を選択する時代でもあります。

したがって、もし町立病院と考えた場合にはやはりこの経営面を考えますと、本町の場合はそうした地域医療事情からみて非常に厳しいものがあるのではないかと、そのよ

うに私は判断をいたしているところであります。

しかし、入院施設がないと、これは町民の皆さんがたにとっては極めて不便を強いている、結果としてですね不便を強いていることでありまして、これはなんとかですね、それが実施できるような方向というものをもっともって知恵を凝らして検討していかなければならない。そして多くのそうした町民の皆様がたからの要望があると私自身も受け止めているところであります。

たまたま、来年の4月から介護保険制度がスタートをするというふうなことをも含めてですね、いまその遊休している病床をですね、活用する方途について事務レベルでの検討をさせております。まだスタートしたばかりでありますけれども、ぜひそうした住民に不安を与えない方向を模索をしていきたいと、このように考えております。

そして一定の方向が出ますとそれはもちろん私は議会の中でもですね、そうしたことについての議論を深めていただきたいと思いますと思っております。

よって、行政でのひとつの検討結果と。そして、議員の皆さんがたとの意見の擦り合わせをしながら、そしてまたそうした方向を目指すとした場合に、いわゆるその町内の医療機関のやはり合意のもとで進めなければ課題もあるような気がいたします。

そうした一連の努力をしながらですね、なんとか介護保険のスタートに併せるような善後策を検討していきたいと思っております。

また、陸別町との診療所のお話がありました。私もよその町のことでありますので、詳しいことは分かりませんが、陸別町はたまたま診療所がここ1か所しかない、あるいはその近隣の町村との距離間も極めて離れていると。そしてまたその先生が今お話ありましたように、時間外であってもあるいは休みであっても、患者さんが病院に来られる限り診療をしているそうでありまして、そうした努力の結果が、結果として収支が極めて良好な状態と。この陸別といえどもですね、それ以前は大幅な赤字で推移してきたと聞いております。正に、先生そのものにかかわる部分だなと。

しかし、この陸別のようなことをですね、みんなが共用できるものではないわけでありまして。正に現在の赤ひげ先生だと思っております。そんなことで特別な条件が整った場合、あるいはまた、それぞれのおかれている町村の地域医療というものが、結果としてそうした陸別のようないい事例もあるんだということを確認いたしております。

しかし、そのほかの十勝管内はもちろんですけど、全道的に見ても公立病院の収支の差というものは、さきほどご答弁申し上げたのはあくまでも診療所単位であります。病院となりますと、もっともって大きい単位ですね財政の支出をしておりまして、それがいわゆる町の財政を圧迫すると。その分だけほかの行政需要ができなくなるということにもつながるわけでありまして。

いずれにいたしましても、本町のおかれているこの医療の課題というものを前向きにですね考えていきたいなと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） その前向きに考えていただけるということでですね、理解をさせていただいておきたいと思いますが、ただお話の中で、確かに先生がたに気を遣うことも大事でございます。

しかし我々は先生がたに気を遣う以上に町民に気を遣って、町民のためということが第一条件でないのかなというように私は考えているところでございまして、確かに相手

があつてのお話でございますから、そういったいわゆる大事な関係をですね維持しながらなんとか町民が安心してほんとうにこの新得町に住んでいてよかったなど、「いや、ここで永住しても安心してれるね」と言われるようなですね、町に医療体制をひいていただきたいものだと思つているんです。

さきほど、私読ましていただいたかたもですね、あれはたしかよそから来たかたなんですね。新得診療所って書いてあるから町立だと思つたと。ところが実際は違つたんだと。こういう落胆的なですね話を聞いたり、しかもあの入院施設さえあればそういう気持ちにならなかつたんですね、あれ。入院施設がなくなつたもんですから、おばあちゃんを預ける所がなくなつたと。私はどこもいけなくなつたと。

私、話を聞きましたら福祉というのは健常なもの働けるものがじゅうにぶんに働けるような状況になっていく、そのおばあちゃんがいるためにそういうことができないというのは福祉じゃないんだと。そういう具合の悪いかたお年寄りも預けて、そして自分はいっしょうけんめい社会のために働く。こういう関係ができるのが福祉だと。こういうようなお話も私聞かせていただきました。

私はもっともだと思つております。そういうもろもろの話をですね聞かされて、非常に私は心を傷めたわけなんです、町長もこの手紙は相当前にお読みになつたように聞いてございますので、どうぞひとつですね、町民のためにですねなんとしてでもこの診療所の入院施設のですね再開をですね、なんとしてでも考えなければいけないんじゃないかなこう思つてございますので、たいへんしつこいようでございます。

申し訳ございませんけれども、再度ですね、町長のお気持ちをお聞かせいただきたいと思つます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

さきほど、お答え申し上げたとおりでありますけれども、町民のかたがたが地元で入院できる施設がないということに対する不安を覚えているわけでありまして、これをどうやったら解消できるかということで、前向きに検討しようということで、ご答弁申し上げたしだいあります。

ただ、今までの本町の医療との関係については基本的にはですね初期投資の段階で町はご支援を申し上げます。そしてそこから先の経営はお医者さん個人のご努力をお願いをしたいと、いうことを原則にしてですね、これは議会の中でもじゅうぶん議論をしてそうした取り扱いをして今日に至っていると私は考えております。そのことはそうした経緯に対して一線を画してきたという判断はですね、それはそれで私は正しかつたのではないかと基本的にはそう思つております。

ただ、今回のようにせっかく入院施設があるにもかかわらず使えないという問題でありますので、これは残念ながらですね医療制度そのものが抜本的に解消されてしまつたと。要するに診療所で入院をすれば医療報酬の単価が極めて安くなつてきたわけですね。したがつて、それを継続するとなつとスタッフの問題あるいは経費の問題も含めて、非常に厳しくなつたということで、これ本町に限らず帯広の市内等の診療所なんかでも、かなり外来に切り替えてきているという実は問題がございます。

しかしながら、こうしたへき地の地にある場所においては、やはりその入院というあるいは一時的であつてもですね、そういう施設が必要だということは私もじゅうぶん認識をいたしておりますので、したがつて明年からスタートする介護保険との連携を含め

てどういうことが考えられていくのか。そしてそれが、町民や議会の皆さんがたの合意が得れてなおかつ町内の医療機関の合意のもとに進めていくことができるかというものをあみ出していく必要があるだろうと。

なかなか困難も伴うわけではありますが、そうした面での努力を重ねていきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。11時30分までといたします。

（宣告 11時16分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 11時31分）

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

[7 番 菊 地 康 雄 君 登 壇]

7番（菊地康雄君） 一般質問に先立ちまして、三度送り出していただいた町民の皆さんに感謝を申し上げるとともに、皆さんに代わりまして、大所高所から、また生活レベルから町長に対しさまざまな提言をしていきたいと思っております。

1．介護保険導入に向けて

この度は3点について質問をしたいと思います。

まず、介護保険の導入に向けてということでありまして、平成12年4月の介護保険導入実施を10か月後に控え、さまざまなマスコミをみますと国民の理解が深まらない実態が明らかになっております。

そこで、国民の介護保険に対する期待度が50パーセントそこそこという世論の調査結果から、国民に対する情報不足が指摘され問題になってきております。それで新得町においては、この町民に対する情報提供の進行度合いは現在どのような状況にあるのかということが1点。

それから新得町としての介護サービスに対して、町民の期待感というものが気になるところですけれども、町としてどのようにその期待感をとらえておられるのか。

次に、新得町のサービスで対応できない部分というものが当然出てくるわけですが、民間でこの部分を補っていかうとする動きもあるやに聞いております。

特に介護認定からはずれた町民に対するサービスもその視野の中に入れながら、今後民間との連携についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

2．観光案内窓口について

次に、観光の案内窓口についてであります。

過日の梅園祭りには、3千500人という観光客が来たやに聞いております。

まちづくりに対して農業体験ですとか、水上スポーツ、スカイスportsなどこのアウトドアスポーツを採り入れる町村が道内でも増えつつあります。新得町でも今、この町の自然を生かしたアウトドアスポーツを用いての町づくりの気運が、今盛り上がりつつ

あるところであります。

お聞きしますと、そばの館がオープンしたときに、まあ当然本物の食を求めた動きということも想像されるわけですが、我々が考えている以上に本物のそばを求めて新得町に観光客が殺到したということもあります。また、過日の報道をみますと、サホ口の昨年度の入り込み数、これサホ口、それから狩勝峠含めてですけれども、割合としては少ないながらも増えつつある報道でありました。

こういう状況の中で我が新得町の観光案内に対する体制に多少物足りなさを感じているところでもあります。仕事上でもけっこうこの沿線の観光について聞かれることが多々あるわけですが、このような特にアウトドアスポーツの盛り上がりなどにすばやく対応できるように、商工会など駅周辺に今こそきちんとした観光案内窓口の必要性があるのではないかと思いますけれども、町長の見解はいかがでしょうか。

3. かえで団地の汚水処理について

次3点目であります。かえで団地の汚水処理についてお聞きしたいと思います。

今、新得町では屈足旭町に分譲地の予想を超えた反響のよさに驚いているところがあります。我が新得町には、菜園付き宅地として分譲されたかえで団地があります。時代を先取りした取り組みに、大きな反響があったことは記憶に新しいわけですが、しかし早い取り組みだったがゆえに、汚水処理、あるいはこの道路整備など生活を支えるインフラ整備が大幅に遅れ、団地の住民に不便を強いているのが現状であります。

既に住宅建設を後悔している声もではじめておきまして、なんとかそのような団地に住んでいる人たちの不便を早期に解消していく必要を感じているところでもあります。

かえで団地は表土が薄いうえに厚い粘土層がその下にあり、汚水や雨水が地下浸透しにくい構造になっております。団地住民の不便を少しでも早く取り除き、毎日の生活に満足感を与える必要があると思うわけですが、特にこの汚水処理に対して今後の計画があればお伺いしたいと思います。

以上、3点についてよろしくお願いたします。

[7 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

第1点目の介護保険の問題についてであります。現在、平成12年4月1日のスタートに向けまして、本町におきましても事務体制を充実させてその準備を進めているところであります。

情報不足とのご指摘であります。本町におきましては、広報誌により本年1月号からシリーズで介護保険制度についての説明を行っているほか、5月には町内3か所で町民を対象にした説明会を開催し、また、各団体の集まりの中でも何度か説明をし、町民の皆さんがたへのPRに努めているところであります。

しかしながら、今現在、まだ具体的な事項をお話できない部分もあるため町民のかたから出された意見を見ますと、具体的な説明がじゅうぶんできない状況については、ある種の不安を感じられた点もあるかと思っております。

また、サービスに対する期待は保険制度というより保険全般、いわゆるサービスの中身といたしましうか、それに対する期待だと考えております。

このため、介護全般についてできるだけ早い段階で具体的な説明ができるように努力をしていきたいと考えております。

次に、民間との連携の問題であります。介護保険を視点に本町にNPO法人の事務所を構える準備を進めているかたがたがおります。

また、ボランティアの中で介護の手助けをと考えているかたもいらっしゃるようです。介護保険制度を進めるうえにおいては、このいずれもがたいへんありがたいことだと考えております。

高齢者介護に対する町民の期待にこたえるためには、保険制度を含めさまざまなすき間を埋めていく必要があると考えております。そういう意味では地域に根ざした民間のかたがたとの有機的な連携を、行政も積極的に採り入れて推進をしていきたいと考えているところであります。

次に、商工会事務所での観光案内の充実についてであります。従来、駅前にあった産業振興会館において、特産品の販売を兼ね、観光案内を行っておりました。産業振興会館の用途廃止後は、商工会館のカウンターに観光パンフレット類をおいて、来訪者への対応を商工会事務局にお願いしてきたところであります。

観光客に対するサービスやPRは、便利さや親切さが特に求められております。JR利用の観光客、また観光バスなどで来町されるお客様にとって、駅舎と一体化している商工会館において観光案内の機能を持つことはたいへん喜ばれることではないかと考えております。

今後、多くの観光客に本町へお越しいただくためにも、観光協会はもとより町民各位のご協力をいただきながら、町全体がよりいっそう親切な対応ができるよう努力をしていかなければならないと考えているところであります。商工会も本町の観光協会の構成団体でもありますので、その観点においても、窓口における観光案内の在り方について、再検討いただくよう商工会にお願いをしていきたいと考えているところであります。

次に、佐幌かえで団地の汚水処理整備についてのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおりかえで団地は菜園付き分譲地として、昭和51年に31区画、その後平成元年に引き続き第2次分譲といたしまして、26区画を分譲したところであります。現在の状況を申し上げますと、総区画数57戸のうち、住宅及びセカンドハウス等39戸が建設をされております。

団地の造成内容といたしましては、道路、広場、水道を整備しておりますが、ご指摘のように生活排水等は浸透式で、し尿はくみ取りまたは浄化槽の方法であります。ご質問の汚水処理の整備につきましては、地域の状況から課題も多くありますので、団地の住民のかたがたの要望、ご意見をじゅうぶんお伺いをしながら、整備の方法も含めて今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、菊地康雄君。

7番(菊地康雄君) 1点目の介護保険でありますけれども、今町長の答弁にもありましたとおり、まだ10か月後に控えていながら不透明な部分があるということでもあります。これではこう100パーセント周知徹底するということは当然無理なことでもありまして、できるだけ早いうちに全ぼうが明らかになるような努力をし、また積極的な広報活動をもって、周知徹底をしていただきたいと思っております。

今までのところ町民に対する周知徹底の仕方として、広報によるシリーズ化の話も出

ておりましたけれども、この町内会今のところ3か所での説明会というのは当然不足であることは明らかでありまして、町内会のほうからの働きかけではなくて、こちらのほうから積極的な呼びかけをしながら、半強制的にやっていく必要性もあるのではないかなというような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

それと、民間との連携についてであります。特に、今現状で日帰りサービス等のサービスを受けておられるかたのうちですね、3分の1は介護認定されない自立者と見なされるのではないかと予想がされております。その中で、当然そうなると町の単費をもってサービスするわけですがけれども、当然、介護認定されたかたと同等のサービスができないのが明らかでありまして、そのときにですね、このNPO等、民間との連携が最も重要になってくるような気がしているわけです。

今、そのNPOの申請をしているのは1か所ということですので、今後たくさん増えていってそのサービスを町民の側が選択できるようになればいいんですけども、当然、金銭的な問題もありますので、じゅうぶんボランティアも含めたボランティアといっても、あくまでも最後まで無償ということにはならないと思いますので、よりボランティアしやすい状況をつくるという意味でも、民間の連携をより充実させていくような努力をしていただきたいと思うわけ。

次に、観光案内窓口についてであります。商工会がですね、駅の隣に造られたということは当然新得町の顔として大きな建物がほしいということもありましたけれども、新得駅を利用するあるいは町の中心として、駅周辺に集うこの通過者というんでしょうか観光客を含めての新得町を通過する人に対しての、観光窓口の役割というのは、商工会が駅の隣にできた時点からあったわけなんです。

ただし、商工会の本来の業務が観光窓口をしたいということではないところに、現在本来の業務に支障があるという理由で駅との通過するドアを締め切った状態になっていることも事実でありまして、これがどのようなかたちをとればすべての人たちに、商工会の前を通過することが可能になってくるのか。難しい問題も商工会のスタッフという点からいっても、難しい問題が多々あるような気がしますけれども、ただその正規の観光窓口という看板を掲げることのできないところにですね、新得町が今後アウトドアスポーツに力を入れていくうえでですね、大きな支障になるような気がしているわけです。

実際に国道を通る場合にはですね、国道にあるガソリンスタンドですとか、一般店舗でじゅうぶんその窓口の役割を果たしていると思いますけれども、それとは別にですね、やはりあの看板を掲げられるような体制を各関係団体及び町と密接な連携をとりながら早急に実現していく必要を感じるわけですがけれども、今後どのようなかたちで前向きに取り組んでいかれるのか今一度お聞きしたいと思います。

特に一時大きく取り上げられましたホスピタリティ運動というのがあります。最近どういうわけかあんまり聞かなくなったわけですがけれども、さきほど町長の答弁の中にもありましたように、旅行、観光客、あるいは観光ばかりでなく、各店舗に来たお客さんに対する親切度というんでしょうか、それをですね各店舗に今一度、観光案内の窓口も含めて周知徹底するような必要性を感じるわけですがけれども、その取り組みについてもいっしょに考えていただきたいと思うわけです。

次に、かえで団地の汚水処理についてであります。今、いちばん危ぐしているところ

はですね、さきほどの質問の中にも言いましたように、住宅建設を後悔する声ですね「建てなければよかった」「たくさん便利なところがあったのに、あえてなんでかえで団地に建ててしまったんだらう」という声が、ぼちぼち出始めているということですね。今旭町団地の分譲地がですね、たいへん大きな反響をもって抽選しなければならないような状況になっています。

ただですね、売りっぱなしというのは将来的に見て新得町の顔に泥を塗るということにもなりかねませんので、当然、先に分譲したかえで団地ですね、アフターサービスをどうするかということが今、やっぱり気になる場所なんですね。新得町の団地であればきちっとその生活の満足度を得られるよというこの口コミが広がれば、当然、今後の分譲地においても同じような大きな反響を得られるような気がしますけれども、そういう意味において、早期の改善というのが必要なような気がするわけです。

この口コミというのは、いちばん大事ですのでその点についてですね、たいへん金銭的な面も含めて、大きな問題を抱えておりますけれども、なんとかこう早期な、前向きな具体的な計画というものを、作っていただきたいと思うわけですがどうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず1点目の介護保険の問題であります。介護保険制度の問題につきましても、ご承知のように国における細部について、まだその明らかにされていない部分があるんですね、したがってその町民の皆さんがたに具体的な疑問にじゅうぶんに答えるだけの状況下になっていないという問題が一つございます。

あるいは保険料の問題、あるいは実施そのものにかかわっても政治的な思惑も含めて若干こうぐらついていた状況もありますし、あるいはその地方に対する財源負担というものをどうするかという抜本的な問題もあって、なかなか具体版のですね、全体像が見えてきていない面が、実はあるわけであります。

したがって、現段階では概括的な説明会と。改めてそうしたものがみえてですね、本町においてこういうスタイルに最終的にしていくというものが出てきた段階で、これは今菊地議員ご指摘のように、やはり全町的にじゅうたん作戦のような各地区ごとにですね、理解をしていただく説明会を設けていく必要があるのではないかと考えております。

極めてこれは、介護保険制度そのものが大きな問題でありますし、負担とサービスのバランスがどうなっていくのかというふうないろんな住民のかたがたの、ご心配があることは、私どもじゅうぶん承知をいたしております、ぜひ全町的にそうした周知が計画的に図られるようなそういう段取りを、これから国の方針が明確になった段階で、早い機会に進めていきたいと思っております。

それから介護保険にかかわっての民間との連携の問題であります。新聞情報等見ますと、都市部、あるいは都市部周辺では民間の会社がそうしたサービスに乗り出してきているというふうなことも報じられておまして、そうした広がりがある郡部までくるのかどうかは別の課題といたしまして、いずれにいたしましてもわたしも町の立場で、公共部門だけでじゅうぶんな介護サービスを提供できない部分が多々出てくるのではないかと。それをどういうふうに保管をしてですね、町民の皆さんがたに期待されるような介護保険サービスを提供していくかということが、極めて大きな問題であります。

したがって、そうした面ではできるだけ町内においてそうしたNPOですとか、当然これからの時代でありますので、有償の民間ボランティアということに当然なってくる

だろうと考えておりますので、そうしたものを育てながら、そしてまた活用させていただき、そしてまた町が直接的に行うそうした介護保険サービスの補完をしていただくというふうなことを、今後とも検討していきたいと思っております。

また、2点目の観光サービスの問題であります。菊地議員もただいまご指摘のように本町はやはり極めて優れた自然環境、そしてまた、アウトドアスポーツをするにふさわしい場所がたくさん依存をいたしております、そうしたことから、それとまた地元での企業の立地、あるいはまた帯広からの新しいアウトドアスポーツの企業の立地というふうなことを含めて、今後ますます本町へのアウトドアスポーツ等を中心とした観光客の入り込みが大きくなっていくというふうな、私どもも予測をいたしております。

そうした中であって、来町される皆さんがただでいいだけこの町民の皆さんがたも、この全体的な本町の観光場所等の勉強をしていただきながら、みんなでこのそうした人々を迎える体制というものを、やっぱり構築していく必要があると考えております。

しかし、当面、その拠点となる場所といたしましては、商工会、あるいはJRの新得駅等もそうした場所になってくのかなあと思っております。したがって、ぜひご協力をいただくという観点でそれぞれに要請を申し上げてですね、ご協力を賜りたいと思っております。店舗の問題もございました。ぜひ担当課を中心にいたしまして町を挙げてそうした人々を迎える、あるいは説明ができる体制というものをどうしたら構築できるか。観光協会も含めて全体的にちゃんと検討してみなければならないと、このように考えております。

それから、かえで団地の下水処理の問題であります。確かにかえで団地ができた当時は、まだ水洗化という時代背景ではなかったのではないかと。したがって、旧式の造り方になっているのが大半であります。

そこへ持ってきて、あそこの地質というものは、正に粘土地域でありまして、お話のように生活排水等が地下に浸透していかないという根本的な問題を抱えております。

そこでまず、ご質問のありました水洗化につきましては、やはりこれからの時代でありますので、しかもあれだけの集落といいましょうか、集団化した地域でありますので、できるだけ早いうちに、水洗化への手立てを講じていかなければならないなと考えております。

それにつけても、これは受益者負担も相当伴うわけであります。そうしたことも含めてどういう必要があるかというふうなことから、その問題に取り組んでいきたいと思っております。

下水道全般について申し上げますと、今屈足地域が市街地域がですね下水道の終了する時期に近づいてきております。それで次に課題になっておりますのは、農村部の水洗化をどうするかということが次なる課題として既に浮上してきておりまして、それと同時に農村部の皆さんがたの水洗化に対する要望も非常に高くなってきております。

そうしたことと、かえで団地の優先順位といいましょうか、それをどうしたらいいかということがこれからの課題となっていくのではないかと。したがって、市街地域の水洗化が終了したあかつきには農村部、そしてまたそうした集団化した集落の整備というものを進めていかなければならないと考えております。受益者負担もかなり高くなりますし、併せて町の負担分も相当の額になるということを含めて、あまり財政に無理のかからない方法ですね、そのいずれも解決していかなければならない問題だと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君

7番（菊地康雄君） 2点目の観光案内の窓口についてでありますけれども、お聞きしますと、新得駅そのものの人員も相当にリストラされて窓口も一人で何役も兼役するという実態でありまして、当然、今までと同じような観光案内窓口というのを期待するのは無理のような状況は生じております。

それに伴って、ますます隣接している商工会での取り組みというのは今後必要になるような気がいたしますので、当然、今人員、商工会そのものも減っております、今の体制で観光案内窓口までも充実させるといふのはたいへんに無理な話であることは重々承知をしておりますけれども、その辺町と連携を取りながらいい方法を見つけ出していきたいと思うわけです。

それに伴ってですね、たしか平成6年だと思いましたが、パソコンを使った観光案内の取り組みというのを行っていったような気がするわけですね。当然商工会の窓口といっても時間が限られているわけですし、その時間外に対して機械を使うという必要性は当然、今後生じてくると思われるわけです。今までにもそういう取り組みというものの話も聞いておりますので、重々に機械の活用も視野の中に採り入れながら、前向きな姿勢で取り組んでいきたいと思うわけです。

それにかえて団地についてですけれども、昭和51年ですか、当然、町長のお話にもありましたとおり、この時期にはですねある程度我慢もできた時代であったと思います。

ただその、周りのインフラ整備というのがされてきて、皆さん便利になってきていますので、それと同じ町のサービスを受けたいというのは当然でありまして、それに伴う町民と同じだけの負担をするというのは、これはもうあたりまえのこととして、それとあまりかけ離れた負担にならないような方法を考えながら、污水处理、できるだけ早期に進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩をさせていただきます。13時から再開をさせていただきます。

（宣告 12時03分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時01分）

議長（湯浅 亮君） 引き続き、菊地議員に答弁をさせていただきます。

町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

さきほどのご質問の中で、観光案内のパソコンによる情報発信はどうかというご質問であったかと思いますが、現在、町のほうではインターネットによってですね、町内の観光案内を全国に情報を発信をしてPRをしている現況でございます。

またそのこととほかに、十勝の観光連盟、大雪山国立公園協議会、富良野大雪リゾート協議会のホームページの中でもそうした観光についての情報発信をしております。

それから、これからの課題といたしましては、十勝網、管内的に十勝の観光の総合案内書的なそういうふうな在り方を今、検討を進めている状況であります。そうした中で

現在、推進協議会を設けて検討中でありましてけれども、全体的な情報発信と併せて、地域ごとのブロック別ですね、情報発信もしていったらどうかということが課題になっているようであります。

その際には、本町は正に観光リゾートの町でもありますので、西部十勝のブロックの中心的な役割を果たしていきたいと。その際に、どこに設置をしてその運用をはかっていくかということはこれからの課題といたしまして、そのようなかたちでこれからの余暇時代に向けた、あるいはまた、アウトドアスポーツ時代に向けた観光に対しての案内についての取り組みを強めていきたいと考えております。

また、かえで団地の下水道の問題ございました。私もお指摘のとおり、町内に住むそれぞれのかたがたが、生活をするうえであまり大きな格差といたしまししょうか。不便を解消する努力をしていかなければならないと考えております。

そこで、さきほど申し上げましたとおり、一つには農村地区をどうしようかと。それからもう一つは、あれだけの集団的な場所の水洗化をどうしようかと。そういう問題を抱えております。

今、かえで団地の状況を見ますと、既に住宅を建てて住まわれているかた、あるいはまた、別荘的な役割と言いまししょうか、ほんとうの季節的に居住されるかた、そしてまた、団地内に土地は取得したけれども住宅を建てていないかたも実は18戸ございます。

そのように地域の実情が微妙に違っております。そうした中でかえで団地の水洗化をどうするかということが大きな課題であります。併せて、上佐幌地区ですね、営農用水の水量の絶対量が足りないという問題もかたやで抱えております。したがって、その辺の調整をどう図って、どの時点で見通しが立っていくか。それと同時に地区内にお住まいのかたがたの意向が、どの辺にあるかというふうなものも調査をしながら、これらの問題に対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

[14番 渡邊雅文君 登壇]

14番（渡邊雅文君）

1. 介護保険制度

前段はさておき、早速質問をさせていただきたいと思っております。私は2点について町長にお伺いをしたいと思っております。

そして、1点目でありましてけれども、介護保険制度というふうに書かれておりますが、今、菊地議員がそして、私の後に廣山議員が介護保険制度についてのご質問をされるというふうにお聞きもしております。

私は、介護保険制度の制度自体を、町はどう考えているのかという質問はあえて避けさせていただきました。介護保険制度導入に向けて今まさしく全国の自治体がいろいろな準備の段階に入っているわけでありまして。

そしてまた、さきほどもお話がでておりましたけれども、この介護保険制度まだまだ来年4月1日のスタートとはいえ、中身が見えてこない部分が多くあると私自身も感じております。いろいろな資料を集めて勉強させていただく中でいろいろな疑問もわいてくるわけでありましてけれども、そうした質問はあえて避けさせていただき、今回はこの介護

保険制度が実際に実施をされた場合、その介護保険制度をうまく利用して、質問の用紙にも書いてありますけれども、まちづくりには役立てることができないだろうかという、あえて申し上げさせていただければ事前に通告をさせていただいて、担当の保健福祉課長と話をさせていただいておりますが、商工観光課ですとか、企画調整課の分野になるのではないかなというふうに私自身も思っているわけでありまして。

連日新聞等マスコミをはじめとして、この介護保険制度、制度の未整備さ、それから見えてこない部分についてのいろんな報道がなされております。今申し上げたように、この介護保険制度、視点を変えて見させていただければ、全国の市町村にとって次の世代、21世紀に向かって、避けては通れない老人福祉の問題を更にステップアップをしてまちづくりに、大きな飛躍のために使えないであろうか。そう考えて質問をさせていただきたいと思っております。

現状、老人介護、家庭で介護する場合、それから老人病院での介護の場合たらい回しの状態だと言われております。更には、介護する側が年齢的にも60歳を超えたかたがたが、全体の総数の半数以上になっていると言われております。

介護者が先に亡くなってしまうケースやら、介護者が離婚をしてしまうケース、更には最悪な事態、介護者の心中事件だとか、これは決して少なくない、たいへん多い全国レベルで見ると非常に多いこうした介護疲れ、介護の問題が介護地獄とさえ言われて社会問題になっております。こうした社会問題ともいえるべき介護地獄からの脱却のためにも、介護保険制度がより高い水準で必要とされていることは言うまでもないことだと思います。

制度が導入され、これまではこうした一連の介護というものに対しては、市町村で大きな格差があったわけでありまして。この格差については各町村、市町村で比較をすることができなかった現状にあると思っております。しかし、この制度が仮に来年4月から導入された場合、介護保険の特別会計ということで、一定の水準を全国的に皆さん同じレベルでやっていくということになりますと、どこの町村、隣の町もそれから遠くの町とでも、介護サービスについての各市町村での比較対象ができるということになってくると言われております。それだけ、行政の責任も大きく、また、評価をされるべき場面が多く出てくると思っております。

このところ、町長の行政報告等お聞きしておりますと、全道に先駆けてというお言葉が随所にといいますか、何度となく私自身も聞いているところであります。まさしく全道に先駆けて、いろいろな行政施策を行っておられる斉藤町長であります。

この介護保険制度につきましても、全国に先駆けて我が町新得町の独自でそしてまた、すばらしい行政施策がなにかとれないだろうか。そういう大きな目標を掲げて進んでいく体制を組めないものかという点について、まずお伺いをしたいと思っております。

付け加えさせていただければ、さきほど申し上げましたように全体の見えない中での答弁ということでございます。しかし、実施をされるという現時点に立った中で介護保険制度の小さな部分に対するご答弁をいただきたいということではありません。この介護保険制度実施に向け実施されたときの、これからの行政、新得町の動きを、目標を掲げていくことができるのかどうかということについて、まず、お伺いをしたいと思っております。

2. 町有財産賃貸契約

2点目について移らさせていただきたいと思っております。

町有財産の賃貸借の契約の物件につきまして、それだけ書かせていただいております。仮に、町有財産の施設を賃貸借で町が貸す側、民間の企業が借りる側で今あるわけでありまして、その中で明らかに建物をですね、貸す側、この場合は町になると思えます。そして、使用者、借り側になると思うんですが、明らかに使用者による責任ではなく、貸す側の施設に問題があった場合、不備があった場合でも、その改修の費用について使用者側が負担しなければならないというのは、たいへん厳しい条件だなというふうに私自身感じているわけでありまして。

この点について、明解なご回答をいただければというふうに思います。

以上2点、ご回答よろしくお願いいたします。

[14番 渡邊雅文君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えいたします。

まず介護保険についてお答えいたします。

ご質問のように報道によって毎日のように制度の課題や矛盾点が強調されていることにつきましては、そのことによって少なからず町民にも不安を与えるもので、町としても懸念をいたしておりますが、いずれにいたしましても、平成12年の4月のスタートに向けて現在準備を進めているところであります。

制度発足に伴い、さまざまな問題が生じることは、保険者としても頭の痛いところですが、これも産みの苦しみとして町民に不安のないよう最大限の努力をしていかなければならないと考えているところであります。

ただいまご質問のあった点であります。私どもも制度を利用したさまざまな効果に期待を寄せている部分もございます。

考えられるものの一つには、民間にとってのビジネスチャンスになるのではないかと考えております。これは、要介護認定から、サービスの提供部分についてであります。訪問調査、あるいはケアプランの作成、サービスの受給等は申請者において選択をすることができることになっております。

このことは、質の高いサービスが提供できれば、新規参入の事業者であっても、じゅうぶんに採算の取れるビジネスが展開できるということでありまして。また、住宅改修・生損保など介護関連ビジネスの拡大も期待されるところであります。更に、ケアマネージャーやヘルパーの資格取得者の増加も予測されまして、町内におけるNPO法人等、マンパワーの拡大も見込まれているところであります。

2つ目には、介護保険の導入によって、寝たきりの親の面倒を見ていた人が、介護疲れから少しでも開放され、また、共倒れや家族間の人間関係が損なわれて起こる痛ましい事故を未然に防ぐというように、介護の苦労や負担の軽減につながるものだと考えております。

また、親の面倒を見てきた人が親の死後、ほかのかたのために介護を行い、今度は介護報酬を得て社会貢献に携わっていくといった、介護の循環というふうなことも予想されているところであります。

こうした介護保険制度の運用を通して福祉やボランティア関係者の増大は、町民の福祉に対する意識の向上や福祉の観点から、まちづくりにも大きくつながっていくものと期待をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に町有財産賃貸物件の補修にかかわる工事負担のご質問にお答えをいたします。公有財産について若干申し上げますと、大別いたしまして行政財産と普通財産に区分されるわけでありまして、行政財産は行政執行上の直接に物的手段として共用され、普通財産は主として経済性を発揮することによって、行政執行に寄与されるものであります。

ご質問の施設につきましては、正に後者の普通財産であります。平成7年度より賃貸借契約をいたしまして、この間、借受人の要望により、間仕切りあるいは屋根の一部改修、敷地内のカラマツの伐採等を実施してきたところであります。

何年か使用している間に、今春すがもりが発生をいたしまして、屋根改修の要望ありましたが、全面的に改修をいたしますと、約250万円ぐらいかかることもありまして、話し合いの結果、当面、雪下ろしで様子を見ることといたしておりますが、応急の措置といたしまして、先日町のほうでコーキングを実施いたしたところであります。

普通財産は相手方とは私法上の契約行為で貸し付けいたしておりますので、その契約条項の中で不動産の維持補修費は借受人の負担となっております。このため、仮に町で修理いたしますと賃貸料に換算することといたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 14番、渡邊雅文君。

14番(渡邊雅文君) 1点目につきましては、冒頭から申し上げているように制度自体を細かく切り開いた答弁をいただくというつもりは毛頭ありませんので、今の町長のお答えが最適であろうというふうに私自身も思っております。

ただ、まさしく町長のおっしゃるように民間企業でいえば、ビジネスチャンスであるということは間違えのないことであろうと私自身も思います。

20世紀後半現在は、最新コンピューターの時代だと言われておりますけれども、21世紀になればこうした老人の福祉問題がまず第1点にあげられるであろう。そして、食文化であろうと、安全な農産物の時代であろうと、これは世界的な規模でビジネスとして成り立っていくだろうというふうに調査機関が言っているがごとくですね、老人介護を核とした保険制度、福祉問題というのは非常に高い評価をされていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、私自身もいろいろな文献を読んできた中で参考のために申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、高齢者に対する介護専用の財源が確保できるということを含めて、ビジネスチャンスというふうにおっしゃっているんだろうと思います。

更に、現在経済状況、非常に冷え込んでおります。これはもう北海道だ新得だという状況じゃなくて、日本全国たいへん厳しい経済状況にありますけれども、高齢者の世帯では、こうした不況感というのがなくなるだろうというふうに言われております。旅行でありますと外食でありますとか、衣服、衣食住の部分でですね、非常にこの介護保険制度というのは先行きに対しての見通しも明るいというふうに、マイナスの思考ばかりで考えていくとなかなか話というのが進んでいきませんので、あえてプラスの部分だけを私は申し上げさせていただいているんですけれども、年金をはじめとして安定した所得を持っている新しい消費者層ができるというふうに、まさしく言われているわけがあります。以前ですといざというときのためにという蓄え、このいざというときというのは、年金等含めて老後のことを心配していた階層がすべてとは言えませんが老後のことについてはある程度クリアできるんじゃないかという、そうした意味での新しい消費

者動向というものも、我が町の中で、あえてさきほど商工観光課とかという弁名を出させていただいたのは、そういった部分のかかわりが増えてくるのではないだろうかという意味のつもりで申し上げさせていただきました。

更に、町長の答弁の中にもありましたけれども、介護保険制度というのは福祉を大きく変えることはもちろんでありますけれども、自治体が住民に対して自己決定をして自己責任をもって、自己財源という、要するに自立を求めさせるものがこの介護保険制度だと言われております。

更に、町民自身のことにかかわることでございます。それが、もう一つ先に発想させていただければ、地方分権を推し進める原動力にもなりうるのではないかなというふうに私自身も考えております。

その辺をも含めて、どうかプラス思考でこの介護保険制度については取り組んでいただけないかなというふうに思っております。

それと、2点目でございますが、予想って言いますか、そういう決まりでしょう。ですからあえて申し上げる必要はないんですけれども、この問題はやり取りをして町長自身もご存じのように、私は有限会社北海道パイオ技術研究所、鈴木社長からの、実はお話がございました。私はこの介護について問題だけ質問をしようと思っておりましたが、その日の朝に鈴木社長がお見えになりまして、いろんな資料を見せられました。一個人、一企業の利益のために質問に立つのはという話をしたんですけれども、町にお出しをした要望事項6点あります。そして町からの回答書は町長の職印を押していただけてます。

この中で、今、舎屋として使用している物件、この改修についてすがもりがしているんですよということで、回答があります。この回答の文書を読ませていただいてちょっと気になったんですが、今町長の答弁まさしく法的なこと、町有財産、2つに分かれている町有財産はよく分かります。

ただですね、カラマツ林の葉っぱが屋根に落ちて、それが原因で腐敗をしてそれが雪が落ちなくなったのが原因で、すがもりがしたんです。これ回答書ですよ。その点については既に、改修したから異状がなくなったと。なおかつ、そのカラマツの林を昨年伐採しているんだそうですが、それが私は原因なのかなと思ったのは、しかし、雪下ろしはまめに行ってくださいと書いてあるんですよ。

お聞きをしたいんですが、町有財産でなんでもいいですよ。町の施設をお借りして、今時って言ったら変ですけど、雪の時期、これは豪雪であれば別ですよ。雪解けの時期になってその雪が解けて水になり水が凍って氷になって、すがもりをしてくと。それが原因だから雪をまめに下ろしなさいと書いてあるということは、カラマツの林がたい積して腐食したのが原因でなくて、もともと雪が落ちないんですよと私は思うんです。

実際、写真もいただいていたんですけれども、私も実はこれ、もう、はるか一昨年そんな話を聞いて見せていただいたんですが、そのカラマツの葉っぱが腐食して雪が落ちないんだとか、それが原因だと書いてあるんですが、僕はねこれどうしてもそう思えないんですよ。それを取り除いたのであれば、そんな雪をまめに下ろさなくたって問題ないわけですよ。コーキングしてるんですから。雪が落ちるんですよ。

でも、雪が落ちないあれなんだと僕は思うんですよ。非常にこう配というか、傾斜がない屋根なんですよ。雪が積もってきてそれがどンドンどンドンたい積していくから、カラマツの葉っぱが腐食したからそれは穴があいたのかもしいんですけど、それだけ

では理由にならないと思う。でなければ、今時雪下ろしをまめに行ってくださいということを書いているということはですよ、もしかしたらあるかもしれないぞと、担当者も思っているのではないですか。それが原因だと思うんですよ。

しかもですね、今も町長の答弁の中にあっただけれども、なお、屋根全体を改修すれば250万円の工事費がかかり、年間約83万円かける3年間、まさしく賃貸料に加算しますよと。だから、この辺で納得しなさいよと取り方によってはですよ、それで納得してくださいと言わんばかりの文書なんですよ。おまけに町としても財源の核は難しい。だから納得しなさいという回答なんです。

いろいろとお話を聞いていくとですね、町長、今答弁の中に言ってましたけど、間仕切りの問題。なんで間仕切りをしたかということ、これは助役が当時担当の課長だったと、僕も何度かやり取りをさせていただいた記憶があるし、経緯があるんですが、家賃が企業としては非常に負担になると。だから、家賃を軽減してほしいという意味で苦肉の策なんですねこれね。そして、間仕切りをした。間仕切りをしたというのは、町に部分的にお返しをして、その後町は物を入れているんだそうです。

その間仕切りの費用も法的に言えばそうなんでしょうか。そうなんでしょうけれど、その費用も家賃に加算をしているんですよ。だからまあいいんですよ。僕がいいってというのはおかしいんだけど、分からないでもないですけど、家賃を軽減してほしいと言って間仕切りをしたその間仕切りで改修の費用を加算されると、全く意味のない、血の通わないこれは施策だと思うんです。

それまでは、これ僕の資料が間違っていたらあれなんですけど、町長平成7年とおっしゃったけど、6年の9月1日から6か月間で家賃が11万7千330円なんだそうです。最初は、平成7年の8月いっぱいまではその家賃です。間仕切りをして、13万3千209円だそうです。

だからそういうことをですね、やっていくと、町に進出をしてきた企業っていうふうにおっしゃっているけれど、誘致をしましてとかっていうふうにおっしゃっているけれど、来るときには非常に優しいんですけど、来てしまうと僕は、冷たいとは言いませんよ、冷たいとは言わないけれど、もうちょっと方法があるんじゃないかと。これ家賃まけてくれとか、ご本人はそうなんです。本人ですから。当然、家賃まけてくれと言うんですけど、私もそれといっしょに同調して家賃をまけなさいって言うているのではなくて、もうちょっとなにか血の通った行政をすることによって考えられることがあるんじゃないだろうかと思うんですよ。ほんとうにもう相当前の話からずっと引きずってきて、結果としてこの屋根の問題、この文書を見たときに、ああ質問をすべきだなというふうに僕は思って、急ぎょ付け加えさせていただいたんです。

改修した場合、83万円かける3年間で250万円になるわけですよ。改修して行政があげたということだけでなく、持ち物、財産2つに分かれるとおっしゃるけど、これ町の持ち物ですよ。規約にはそういったものがあれば、それは契約者というか使用者が直すというのは分かりますけど、今申し上げたようにこの原因というのはカラマツでもなんでもなくて、もし、設計上のことに不手際が何パーセントかでもあった場合、これはどうなるのかということ再度お聞きしたい。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたしたいと思います。

まず第1点目の介護保険に関わっての高齢化時代におけるビジネスと言いましょか、

そういう視点でのたぶんお話だったかと思っております。正にそうした高齢化時代を反映して老人を対象にしたビジネスということは、いろいろな面で私は幅広く考えられると考えております。

身近な例で申し上げますと、高齢化することによって足が弱くなる、そうするとそこにハイヤーとかがある意味ではこの臨機応変な料金も含めたですね、そういう利用の仕方もあるでしょうし、あるいはまた、商店が毎日の食材を買いに行くことについても、これはなかなか足が不自由なために影響が大きいと。そうした場合に商店側がある程度宅配サービスをして、サービスを向上してビジネスに結びつけていくとか。そういうふうなことの延長線上で考えていきますと、もっともっと幅広いビジネスチャンス、あるいはまた町全体の活性化に大きく寄与するものが存在していると考えております。

そうしたものの、行政の側でも掘り起こしながらまた、そうした商店等の皆様がたにも勉強していただくことによって、まちづくりのいい結果が生まれてくるのではないかと、そのように思っておりますので、ただいまの渡邊議員のご質問を参考にさせていただきながら、今後のまちづくりに役立てていくように努力をしていきたいと考えております。

それから2点目の町有財産の件であります。これは実はご承知のとおり平成4年に縫製工場ができて、その折に財産の貸付料についてのルール、計算をいたしまして、この使用料を納めていただいたわけではありますが、残念ながらその会社はまもなく撤退をしたと。

そこで、その次にただいまご指摘のあります、北海道バイオ研究所が進出をしてまいりました。その際に、私どももその会社がどういうふうな経営内容、あるいは経済内容になっていくかということは全く承知できない段階でありましたので、したがって、その施設をお貸しした場合には、これだけの金額になりますということを明確にご説明を申し上げたわけであります。

したがって、あまりその収益が望めないのであれば、別のもっと小さい施設ですとかね、そういうようなところでの活動をということも含めてお勧めをしたわけではありますが、結果としては、なんとしても施設を使いたいと。したがってその使用料の問題についてもじゅうぶん了解のうえで、町のほうと賃貸借契約をしてきたと考えているところであります。

そこで途中経過といたしましては、間仕切りの問題等があって、それは結果としてこの合法的にですね、賃貸料を減額するための実は手段だったと言っても過言ではないと考えております。その結果、賃貸料というのは相当分下がったと考えております。

そして、確かにあの施設の屋根のこう配は、極めてゆるいこう配であります。しかし、今日までそうしたすがもり等の問題はなかったというふうに理解をいたしております。貸した時点でそういう状態であったとすれば、これはまた条件は違うのかなと考えております。

この、普通財産の賃貸契約の中ではそうした維持修繕の一切を負担をするという契約条項になっておりまして、それに基づいての措置であったと考えているところでございます。ただ、その中で例えばという意味であったんであろうと思いますが、3年でそれを附加するとした場合にこれだけの金額になるということをつぶし書いたんだと思いますが、しかしそれは償却年月といいたしましうか、そうしたもののうちそれは考えるのは私は正しかったと思っております。

その期間が短いことによって1年あたりの負担額が高いということで、誤解を与えた

ことが考えられるわけであります。ほかの施設も含めて町で施設をお貸しをして、そこでいわゆるご商売、営業活動をやっている場合については、同じルールで取り扱っているということをご理解いただきたいと思います。

まだ施設が出来てそんなに長い時間がたっていないわけでありますので、よって、さきほど申し上げましたように、コーキングの手法を講じてこの後の様子を見ていきたいと。こういうことで当面の措置をいたしましたので、ご理解を賜りたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） 今、最初の部分でちょっと勘違いされているんだと思うんだけど、私はさっきも言ってますけれども、家賃が高いからまけてあげれるのが常識じゃないかという話をしているのではなくて、今、町長のお話を聞いていると契約の時点でこれだけの家賃ですよ。企業としてやっていくんですから、それだけの家賃を払えないのであれば、言いませんよこれから先はね僕の想像ですよ。払えないんなら出ていきなさいよみたいなことを言われても、それはちょっと冷たいんじゃないかと僕は思うんです。言っていないといえばそれまでですけど、僕は言っているように聞こえるんです。

いいですよ。その家賃のことうんぬんのお金のことにに関して僕はくどくどと言うとね、言っていない言っていないといいながら、おまえほんとうは言っているじゃないかと言われてもいやですから、言いませんけど、その答弁になってないのは一つ。

僕お聞きしたいのは、重ねてお聞きしたいのは町の施設の中でいっぱいあるのでしょいか、貸してるものってのはあるんですけど分かんないです。建物ね。今時ですよ雪下ろしをしなければ、これ文書に書いてあるんですから。まめに行ってくださいということは下ろしなさいってということだと思っんです。雪下ろしをしなければ通常の居住なり営業ができない施設というのはほかにあるのかどうか。このことについて、さきほども聞いているけれども、答弁ないんですが、あるのかどうかまずお聞きしたいんですよ。3回質問、質問3回までと言われたらこれしか質問できないんですけど、非常にそういったお金の問題でそれは無理ですよと言われる向きはよくわかるんですが、じゃあこの何回も言うけど、雪下ろしをまめに行ってくださいということは、この解決になっていないということだと僕は思っんです。

老朽化してきたらそれはかかりますよ。ではそれはきまりとして使っている側が払うのは決まりとして百歩譲って僕はそれでもいいですよ。でも、今時ですよ、施設として借りてやっていく中で、雪下ろしをしなければ使えない施設がほんとうに適切な施設なのかどうかということをもう一度お伺いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 町の施設、いろんな場所にいろんな条件でお貸しをしているわけでありますが、その一つひとつについて雪下ろしの状態にあるのかどうかということは私じゅうぶん今掌握できておりません。

しかし、あの施設ができてまもないということと、もう一つはその時点ですがもりをしたということもこれは事実であります。多分このときのお話としては全面的なあるいは抜本的な改修という点での要請だったのではないかと考えております。それだけにそうすると事業費がそれだけ高くなるという現地での話し合いがもたれたようであります。

しかし、コーキングという方法も極めて簡便な方法でありますので、あまりお金をか

けないですがもりを防ぐ方法というのが見い出せるかどうか、そここのところの検討がじゅうぶんになされていなかったような気もいたしますので、それについては検討してみたいと思っております。

恐らく、そういう構造になっているということはたぶん耐雪型的な自然の力で雪がとぶということを想定した設計になっているのではないかと。しかし結果として、落ちないこともあったと、ただ、平成4年からこの冬場で使ってきてですね、そうした状態が起こったのは結果として初めてであったのではないかと、思っております。

それだけ、雪の量なり、いろいろなものが悪条件として重なった結果ではないかと。よって、今年以後のですね、状況をみて必要最小限度の手当てでそれが解消するとすれば、検討してみたいというふうに思います。

[「構造的に調査してくれるの」の声あり]

構造的でなくて、現状での簡便な手当ての方法があるかどうかということです。

[「天井の調査をしてくれるということ」の声あり]

してみたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 9番、廣山麗子君。

[9番 廣山麗子君 登壇]

9番（廣山麗子君）

1. 介護保険導入に向けて

私は介護保険導入に向けてお伺いしたいと思っております。

先の質問者との重複する部分があると思っておりますが、よろしく願いいたします。

来年4月の介護保険導入に向けて不安やいろいろと問題点を抱えながら、今年10月には介護が必要かどうかを判定する要介護認定作業が始まろうとしています。町の福祉サービスの整備目標を定めた老人保健福祉計画の11年目標の達成がまだされていませんし、介護サービスの整備も遅れているように思われます。

介護保険の特徴は、保険料を払うことでサービスを得られることとされています。利用者が在宅でも、施設でも選べるサービスの基盤整備の充実が望まれるわけですけれども、今大きな問題とされている65歳以上の保険料は、町の介護サービスの総量で決まるとされていますが、町の試算額がまだ公表されていませんし、どのようなサービスをどのくらい提供していただけるのか。また、介護保険料はどのくらいになるのかお伺いしたいと思います。

前にも質問させていただきましたが、介護保険導入を目の前にして、受け皿が見えていないわけですけれども、介護を必要としているが、認定から外れた人の対応をどのようにお考えでしょうか。

例えば施設介護対象外と判定され、特別養護老人ホームから退所せざるを得ない人の受け皿や、介護認定で自立と判定されたデイサービスの利用者の対策はどうしていくのですか。

また、低所得者の負担増による軽減をどうしていくのでしょうか。利用者から介護サービスの申請があったとき、専門調査員が訪問し、介護の必要度をどう調査する、国の85項目の調査基準は体を見ての調査であり利用者の置かれている家族の状況や、住宅

の事情、経済的な状況など、生活の実態を総合的に判断したものでなければ、適正な判断はされないのではないかと思うのですが、問題はないのでしょうか。

また、痴ほうの高齢者にとっては、1日のうちでも体調のよいときや思わしくないときがいろいろあるようです。体調のよいときの調査では実態よりも軽く判定されるなど問題があるかと思いますが、どのようにこういった問題にも対応されていくのでしょうか。

また、保健福祉医療の連携でしっかりした予防対策と、介護サービス事業に対応できる医療機関の充実をして、住民が安心できるサービスの提供をお願いしていきたいと思えます。これまで介護保険制度の導入に向けてしんとく広報での内容説明の取り組みや説明会を開催されるなど、ご苦労されてこられたと思えますが、住民にまだじゅうぶんに中身が理解されておらず、民間の任意の保健ととらえる向きもあるように思えます。

少ない年金生活者からも、来年4月強制的に保険料を徴収するようになれば、混乱を招くものと思えます。要請あったところだけでなく老人会や町内会など、きめ細かく積極的な住民周知の取り組みが必要かと思えます。

以上、対策をどのようにお考えですか。お伺いしたいと思えます。

[9 番 廣 山 麗 子 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

町で見込んでおります介護サービスの総量、そして保険料、また、低所得者に対する負担軽減策についてであります。現在、これらの基礎となります介護保険事業計画の策定事務を鋭意進めているところであります。現段階で具体的にお答えすることは難しい点もございますが、概略を申し上げたいと考えております。

まず、介護サービスの内容であります。在宅サービスにつきましては、法律で明記している12項目、その内容を申し上げますと、訪問介護、訪問入浴サービス、訪問看護サービス、訪問・通所によるリハビリテーション、医学的管理療養などのサービス、デイサービス、ショートステイ、デイケア、日常生活用具の貸し付け、貸し出しと購入、住宅改修費の支給、痴ほうの要介護者のためのグループホーム、有料老人ホームなどでの介護のサービス中、現在考えておりますのは、訪問介護、訪問看護サービス、デイサービス、ショートステイ、日常生活用具の貸し出しと購入、住宅改修費の支給、この6項目について町内事業者での対応が可能になると考えております。

施設サービスにつきましては、町内では3項目、特別養護老人ホーム、老健施設、療養型医療施設のうち特別養護老人ホーム1項目のみの対応となる状況であります。

なお、保険料につきましては、今年の執行方針で申し上げたとおり、今のところ3千500円ぐらいが一つの目安になると考えているところであります。

要介護の認定とならなかつたかたへの対応についてであります。施設入所者は当面5年間の特例措置がございますので、この間に養護老人ホーム等での対応を考えていかなければならないと考えております。

在宅者で現にサービスを受けておられるかたについては、介護予防や健康づくり等の見地からも必要な福祉サービスを検討していきたいと考えております。

また、国においても、これらのかたに対する支援事業が予定されているようでもありますので、在宅高齢者の生活支援事業を中心に生きがい対策、及び保健予防対策など、介

護保険制度の周辺整備について検討していきたいと思います。

介護保険制度の中で保険料の低所得者軽減といたしましては、所得段階に応じまして、5段階に保険料の設定がされ、最高で一般所得者の2分の1の保険料となる軽減がございます。

また、介護サービスの利用に伴う自己負担が著しく高くなるかたには、負担額に上限を設ける案も国において検討されておりまして、この中でも低所得者のかたには自己負担額を軽減するよう設定が行われる予定であります。

要介護認定の調査基準につきましては、心身の状態など85項目について、全国統一の様式により訪問調査を実施することになっております。この訪問調査につきましては、介護保険制度導入当初は、町で実施いたしますので、地域事情には精通していると考えますが、調査員の資質については、研修等の参加を含め、レベルアップに努め、公平さや的確さを損なうことのないように取り組んでまいります。

次に、保健福祉、医療の連携ですが、介護全般においてもご意見のとおりと考え、更にNPO法人、あるいはボランティア、及びサービス提供事業者を含め、積極的な連携に努めていきたいと考えております。

どちらにせよ、保険者として早急に考え方をまとめ、町民の皆様への説明会地区別の懇談会等を数多く行い、少しでも多くの皆様に理解を深めていただくよう努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 9番、廣山麗子君。

9番(廣山麗子君) 次々と打ち出されてまだはっきりしない国の方針によって、行政の対応もたいへんなことは分かっているつもりです。ですけれども、内容やいろんな問題点がじゅうぶんに知らされていない住民側にもいろんな不安を感じているわけです。

そういったところで特別養護老人ホームの退所者の受け皿ですけれども、当面5年間の経過措置は設けられているとはいいいましても、その高齢者の介護報酬というのはほかの対象者よりも月10万円安くなるそうです。5年も収入が減り続けることで、経営者として、経営に響いてくるのではないかと思います。

そういう中で5年間も置いてくださるのかなという、相手のあることですから、その辺がたいへんな問題ではないかなと思います。介護度の高い待機者も出てきたときにはなおさらのこと、やっぱり経営ということを考えたときには、なかなかその辺が難しくなっていくのかなという思いをしております。

今、町としても毎年高齢者の町営住宅の建設が進められています。在宅サービスを受けるにしても、ヘルパーさんが1軒1軒の対応をしている状態ですけれども、この特養ホームを退所される受け皿として、今国が予算枠を拡大されて、高齢者生活福祉センターの枠を相対的になげかけておりますけれども、こういった高齢者が共同で生活できるこの高齢者生活福祉センターは今後の中で考えられないものかと思っております。

高齢者が共同生活できることで、高齢者同士の安心感が得られると思っておりますし、また、低料金で入居できるようですので、ひとつ屋根の下ですからお世話する人も効率がよいと思われれます。ぜひ、この高齢者の町営住宅の建設を高齢者生活福祉センターに向けていただきたいと思っております。

全体の質問でもお話ししましたように、ケアハウスの建設も視野に入れておりますが、15年以後の建設とお考えのようですけれども、現段階でこの高齢者生活福祉センター

に向けていけないものかどうかをお伺いしたいと思います。

また、現在デイサービスを受けているかたで自立と認定された高齢者の対策でありますけれども、このかたたちは独り暮らしであったり、また家族がいても昼間一人であったり、こういう人たちっていうのはパークゴルフだとか、ゲートボールにも行けない虚弱高齢者です。デイサービスが社会との唯一のつながりという人、そういうかたちをとっております。

デイサービスに行かれていますかたというのはほんとうに生きがいにしておりますし、1週間を非常に楽しみに待っております。それでこういった、寝たきりだとか、介護される状況になるのを予防するうえからも、この生きがいの対応型のデイサービスという事業もあるのではないかと。今、あちこちでこういった事業に入っておりますけれども、この生きがい対応型のデイサービスに、ぜひ釣られていただきたいと思います。利用料を抑えて予防対策に重点をおいて考えていただけたらなと思います。

それと、保健福祉医療の連携ですけれども、診療所の入院問題がさきほど来からも出て、住民の不安はたいへんなものがあります。この介護保険においても、すべての医療機関が指定除外を申し出ない限り、介護保険の指定事業者になりうるということで、今投げかけられております。そういった中で過疎地域では、人手不足などで介護保険事業を展開できない医療機関もあるように聞いておりますが、新得は大丈夫なんでしょうか。利用者や町民がぜひ、不安のないようにしていただきたいと思います。

また、寝たきりや、介護状態を予防するうえからも、この予防っていうことが介護保険制度の中で寝たきりや介護される人を見ていくのではなくて、それにならないように予防する対策が非常に大事になると思います。そういった中でこのさまざまな負担を抱えて生活している高齢者の不安を少しでも解消できる道など保健福祉医療ばかりでなくて、いろんな関係するかたたち、分野の人たちで横の連携を持っていかなければたいへんなことになるかなということ、実際感じてきているわけなんですけれども。

80歳を超えた独り暮らしのおばあちゃんですけれども、今までも病院にお世話になることなく元気で自立した生活をしておられる。そこへ、隣にあるとき突然に、だれからもなんの情報もいただかないで隣に越してこられた。その隣に越してこられたかたが、障害を持っておられて、夜、夜中に壁をドンドン、ドンドン足ではたくようなすごい物音がする。

また日中、お会いしても非常にば声を吐く、危険を感じるほどのば声を吐く。そういったかたちの中で非常に悩んでおられたんですね。そして、相談されたわけなんですけれども、そのときにはもう自分がその住宅を出るより方法がないってことまで悩んでいました。

ですから、その隣に越してこられたかたには行政の福祉、福祉課のほうで対応されていたわけなんですけれども、その保健婦さんとそのかたが以前いた地域の民生委員さんがかかわっていました。ですけれども、そこへ越してきた時点で隣のかた、そして町内会そこへ来られて今度管轄をされる民生委員さん自体も知らなかったというケースがありましてね、非常に悩んでいましたけれども、こういったいろんな取り組まれるいろんな人たちが連携しあわなければ、元気な人も精神的にまいって病院に入ることにもなりかねないのではないかと。

だからそういう状況をやっぱりみんなで連携して、今プライバシーの問題もあって、以外にやりにくい面はわかっているわけなんですけれども、やっぱりみんなで連携しあい、

理解しあい、そして共生しあう中で少しでもそういった悩みだとか不安を解消することで、寝たきりだとか、要介護の状態を作らないようにしていかなければならないということが、今この介護保険導入に向けて大きな課題ではないかと感じております。

それと、そういう人たちが連携しあうことで予防対策を考えた場合には、早期発見をすることもできますので、ほんとうに地域ごとにきめ細かな対応が、できることが望ましいと感じております。

さきほど来からも質問されておりますように、在宅のサービスを提供できる民間グループだとか、それと住民組織を育てることが今行政として、いちばん大事なことではないかなと思います。もう、いろんなかたたちがスタート台についてるといふか今そういうことを模索しております。何とか行政だけでは限界ある中で、住民も企業も一体となつてなにかできるのではないかと。そういうことに対して、なかなか前に飛び出していけない。できないのはやっぱりいろんな情報がなかなか個人的には把握しきれない部分があるんですね。そういった中で、知恵や情報の提供などを大いにさせていただいて、支援をしていただきたいと思います。

その一つに今、来年介護保険制度が導入するに向けて町民を対象にした2級ヘルパー養成講座をぜひ開いていただきたいと思います。今、札幌、そして帯広あたりでされておりますけれども、これ個人負担が7万円も8万円もかかります。そして、講習を受ける日にちも23日くらいかかるわけですが、こういったことも含めて、交通費などにおきましても、ばく大な費用がかかるわけです。ですから個人的に受講したくても、なかなか受講できない部分です。

でも今あちこちの町村でこの2級ヘルパー養成講座を開いておりますけれども、ぜひ行政として、早急にこの講座を打ち出していいただきたいと思います。町民が、こういったことで技術を学ぶことで、住民参加型の福祉活動の役割を担えるのではないかなと思っています。そしてまた、雇用の場にもつながっていくものと考えております。住民の自立をぜひ信用していただきたいと思います。

この介護保険制度の導入で、高齢者の福祉の切り捨てにだけはならないように、そしてまた、福祉の町新得の名に恥じないように住民一人ひとりが福祉の町新得が感じられるようにしていいただきたいと思います。保険者は、運営は新得町でありますから、ぜひ町長さんの英断をお願いしたいと思います。

この介護保険導入に向けて、高齢者や障害者を持っている人たちをしっかりと支える制度につなげていただくよう、お願いをしたいと思います。

再三質問はしません。どうか町長さんの前向きな答弁をお願いして終わりにしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。2時20分まで休憩とさせていただきます。

（宣告 14時06分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時21分）

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問、たいへん多岐にわたっておりますので、じゅうぶんな答弁になるか分かりませんが、お答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目にありました、特別養護老人ホームの経営にかかわって、いわゆる要介護認定にならなかった人の対策をと、こういうお話だったかと思っております。

これにつきましてはさきほどもご答弁いたしましたとおり、法によって5年間の特例措置というものが認められておりますので、したがって、その特例措置の期間内に、例えば強制的に退去させるというふうなことはですね、これはないと思っておりますし、また、あってはならないのではないかと、このように考えております。

それから2点目の高齢者生活福祉センターの設置の問題であります。これは構想として打ち出された新しい制度だとお聞きをしております、まだその細部の中身等については、実は私どももじゅうぶん掌握をいたしておりません。たぶんケアハウスの要素でのセンターだと考えております。

これは単に建物だけがあっても機能しないわけでありまして、きっとこのケア付き、あるいはマンパワーを配置した施設にならざるを得ないのではないかと、そうしたことを考えあわせながらですね、将来的な一つの在り方としては、やっぱり理想的な手法であろうと私も考えます。したがって、今後の課題にして検討させていただきたいと思っております。

それから3つ目の生きがい型のデイサービスというお話でありまして、認定外の人たちの対応と、こういうことでのご質問であったかと思っておりますけれども、これについてはやはりそうしたおかれている町民のかたがたの実態に合わせた、町としても積極的にそうした生きがい型のデイサービスを進めていきたいと思っております。

それから医療に関連をいたしまして、病院の指定除外というふうなお話であったかと思っております。さきほどの高橋議員の質問についてご答弁申し上げたとおりでありまして、療養型の将来的な在り方というふうな視点も含めてですね、施設の有効利用について具体的に検討を進めていきたいという考え方を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それからまた、保健福祉医療とその連携と合わせて、もっと広範な住民の協力体制というものが必要になってくるのではないかと、正にそのとおりでありまして、各町内に存在をいたします福祉委員の役割と、あるいはいろいろボランティア団体等を含めた協力関係というものをこれからより模索をして、本町の介護保険の導入に向けてそういう体制をやっぱりどうしても構築していかなければならないと。

その際には、それぞれの立場の皆さんがたにいろんな面でご協力を賜りたいと考えているところであります。

それから、寝たきりを防止するための予防対策という視点でのお話だったかと思っておりますが、正にその通りでありまして、特にそうした予防対策に関わっては、私は保健婦の役割というのが非常に大きくなるかと考えておりますし、またなによりも保健福祉センターがこの9月からスタートするわけでありまして、その中には保健婦体制、あるいはまた社会福祉協議会、そういったボランティアのかたがた含めて、全体が施設の中で総合的に機能調整しながら、保健福祉センターとしての役割を果たしていくわけでありまして、その中であって、いわゆる寝たきりを防ぐための対策というのは極めて大事な問題であります。保健福祉センターを核としながらそれらの問題に取り組んでいきたいと思

っているところであります。

それから、住民組織を育成すると。そのための知恵だとか、あるいは情報の支援をしてほしいというお話でありました。これも正に保健福祉センターとしての役割でありまして、そうした求められる情報、あるいは必要な知識というふうなものを吸収していただくための、センターを核にした学習会を開催する等ですね、そうした機会を町としても提供していきたいと思っております。

それから、3級ヘルパー、非常に本町においては人気が高くと言いましょか、多くのかたがたに受講していただきました。そのうえにたって今度は2級ヘルパーということでありまして、そうした機運が住民の間から盛り上がってくるということは非常にいいことだと考えております。なんとかですね地元で開催することができないかというふうなことで、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

実際の所管するところは、本町の社会福祉協議会でありますけれども、そちらのほうと連携を深めて地元開催の方向を検討させていただきたいと思っております。

続きまして、高齢者福祉の福祉の切り捨てというふうなことは避けてほしいということであります。確かに今回の介護保険制度については、私どももまだじゅうぶんに知りえない状況も現実にあるわけでありまして。しかしせっかくの制度が保険料なり負担金があってサービスなしというふうな表現もマスコミはされているようでありますが、そういうようなことになってはこれはたいへんな問題であります。

なんとしても、みんなが通る道でありますし、そうした高齢社会にあって町民のかたがたが心配のない体制というものを、どうしても構築していく必要があると考えております。ただ、この介護保険そのものがいろんなことを想定しながら制度が検討されてきたわけですが、しかし現実の問題としてはまだまだいろいろな課題が横たわっております。それについては国としても、この制度をスタートさせながら矛盾点を解消したりですね、改めるべきは改めていくという考え方を持っておりますし、私どもその保険事業者の立場としても、実際にこれを運用はかった場合に、今いろいろ論じられているとおりにいくのかですね、これはやっぱりやってみないと分からない面が多々あると思っております。

したがって、そうした保険事業に取り組んだあかつきに生じてくる問題点というのはこれはやっぱり国なり道のほうにそうした問題点を挙げながら、制度の矛盾をやはり解消していくと。そういう努力をしながら、来年の4月からこの介護保険のスタートに踏み切っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため6月18日から6月20日までの3日間休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、6月18日から6月20日までの3日間休会すること決しました。

散 会 の 宣 言

議長（湯浅 亮君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 14時31分）

第 3 日

平成11年第2回
新得町議会定例会（第3号）

平成11年6月21日（月曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	推 薦 第 1 号	農業委員会委員の推薦について
2	意見案第5号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

推 薦 第 1 号 農業委員会委員の推薦について

意見案第5号 審査結果について

○出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 君	2 番 藤 井 友 幸 君
3 番 吉 川 幸 一 君	4 番 千 葉 正 博 君
5 番 宗 像 一 君	6 番 松 本 諫 男 君
7 番 菊 地 康 雄 君	8 番 斎 藤 芳 幸 君
9 番 廣 山 麗 子 君	10 番 金 澤 学 君
11 番 石 本 洋 君	12 番 古 川 盛 君
13 番 松 尾 為 男 君	14 番 渡 邊 雅 文 君
15 番 黒 澤 誠 君	16 番 高 橋 欽 造 君
17 番 武 田 武 孝 君	18 番 湯 浅 亮 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴木	政輝	君
収	入	役	清水	輝男	君
総	務	課	畑中	栄和	君
企	画	調	長	尾	正
税	務	課	長	山	秀
住	民	生	長	西	浦
保	健	福	長	浜	田
建	設	課	長	村	中
農	林	課	長	齊	藤
水	道	課	長	常	松
商	工	観	長	貴	戸
児	童	保	長	富	田
老	人	ホ	長	長	尾
屈	足	支	長	高	橋
庶	務	係	長	武	田
財	政	係	長	佐	藤

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部	靖博	君
学	校	教	長	加	藤
社	会	教	長	高	橋

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小森	俊雄	君
---	---	---	---	----	----	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐々木	裕二	君
書			記	桑野	恒雄	君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時31分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をさせていただきます。議員控室のほうにお戻りいただきたいと思えます。

（宣告 10時32分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時38分）

日程第1 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、推薦第1号の撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。日程第1、推薦第1号については撤回いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、撤回の件についてはこれを承認することに決めます。

日程第2 意見案第5号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、意見案第5号、分権一括法案の徹底審議と必要な修正を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書、説明は会議規則第41条、第3項の規定により省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長(湯浅 亮君) 挙手なしであります。
よって、本件は原案のとおり決することは否決されました。

閉 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成11年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 11時40分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員